

(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃
処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

(概要版)

令和4年4月

株式会社 シタラ興産

目 次

序章 調査計画の変更	
第1章 事業者の名称及び住所	1
第2章 対象事業の概要	2
第3章 関係地域	23
第4章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	25
第5章 調査計画書についての知事の意見	26
第6章 第4章及び第5章の意見についての事業者の見解	28
第7章 環境影響評価の調査項目	31
第8章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	37
8-1 大気質	38
8-2 騒音・低周波音	44
8-3 振動	48
8-4 悪臭	51
8-5 土壌	53
8-6 動物	55
8-7 植物	56
8-8 生態系	58
8-9 景観	61
8-10 自然とのふれあいの場	66
8-11 日照障害	68
8-12 電波障害	70
8-13 廃棄物等	72
8-14 温室効果ガス等	74
第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価	76
第10章 事後調査の計画	77

序章 調査計画の変更

(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年 埼玉県条例第61号) 第6条の規定に基づき、「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の縦覧を行った。

調査計画書縦覧後、調査計画書についての知事意見等を配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討しなおすとともに、現地の状況を考慮して、調査内容の変更を行った。また、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化と工事計画の一部を変更した。

これらの変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

【調査計画書変更の流れ】

年月日	主な変更内容
令和4年3月	<ul style="list-style-type: none">・対象事業の概要の変更・工事の概要の変更・調査項目の変更・調査、予測及び評価の内容の変更

第 1 章 事業者の名称及び住所

1-1 事業者の名称及び代表者の氏名

名 称：株式会社シタラ興産

代表者：代表取締役 設楽 竜也

1-2 主たる事務所の住所

所在地：埼玉県深谷市折之口 1788-1

第2章 対象事業の概要

2-1 対象事業の名称、種類及び目的

2-1-1 対象事業の名称

名 称：(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業

2-1-2 対象事業の種類

種 類：廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2-1-3 対象事業の目的

当社では、廃棄物の破碎・選別・RPF（固形燃料）・コンポストなど再生利用を図っている。近年、廃棄物を取り巻く環境の変化により最終処分場の確保、廃プラスチック類の処理が大きな課題となっている。

そのため、当社では焼却による最終処分量の大幅な減少が可能な焼却施設の整備を、既存施設がある深谷市内の工業団地内に計画したものである。

焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くが、焼却後も再生利用をできる限り行うとともに、焼却により発生した熱を利用し発電も行う施設を整備する。

2-2 対象事業の概要

2-2-1 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置を図 2-2-1 及び図 2-2-2 に示す。敷地面積は約 7,167m² となる。

対象事業実施住所：埼玉県深谷市上野台字松原 1450-15、1450-16、1450-17

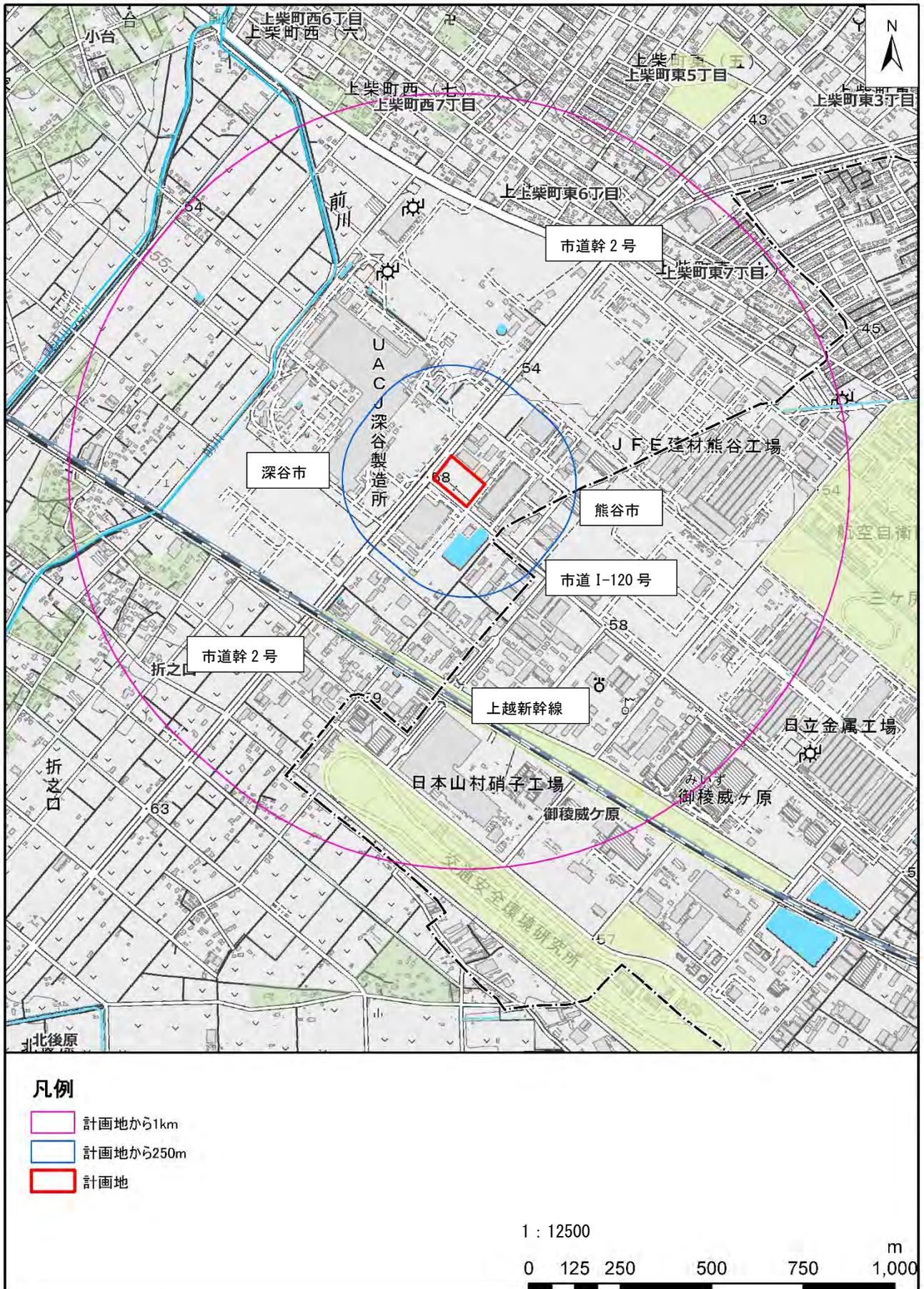


図 2-2-1 対象事業実施区域位置図



凡例

対象事業実施区域

--- 市区町村界

資料：国土交通省ホームページ
(2009年撮影)

1:8,000

0 50 100 200 300 400 m



図 2-2-2 対象事業実施区域位置図 (航空写真)

2-2-2 対象事業の計画

1. 焼却施設

焼却施設の概要を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 焼却施設の概要

項目	内容	
処理方式	流動床方式	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類、燃え殻（予定）	
処理能力	230t/日	
排ガス量	湿り排ガス量	94,205m ³ N/h
	乾き排ガス量	73,174m ³ N/h
排気筒高さ	41.5m	
発電量	3,200kW	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	330 日間	

2. 破碎施設

破碎施設の概要を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 破碎施設の概要

項目	内容	
処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（予定）	
処理能力	4,711.68t/日	
稼働時間	24 時間連続運転	
年間稼働日数	340 日間	

3. 処理フロー

対象事業のフローを図 2-2-3 に示す。なお、フローは現在のものであり、今後、関係する法令の協議や環境影響評価の結果により変更する可能性がある。

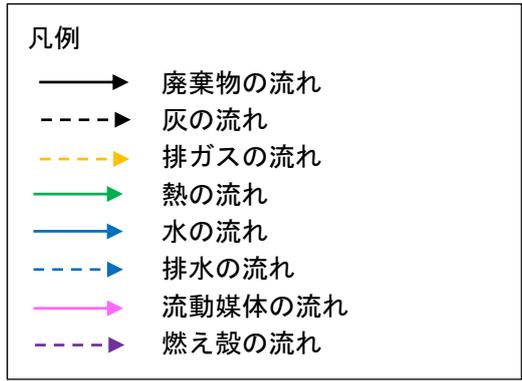
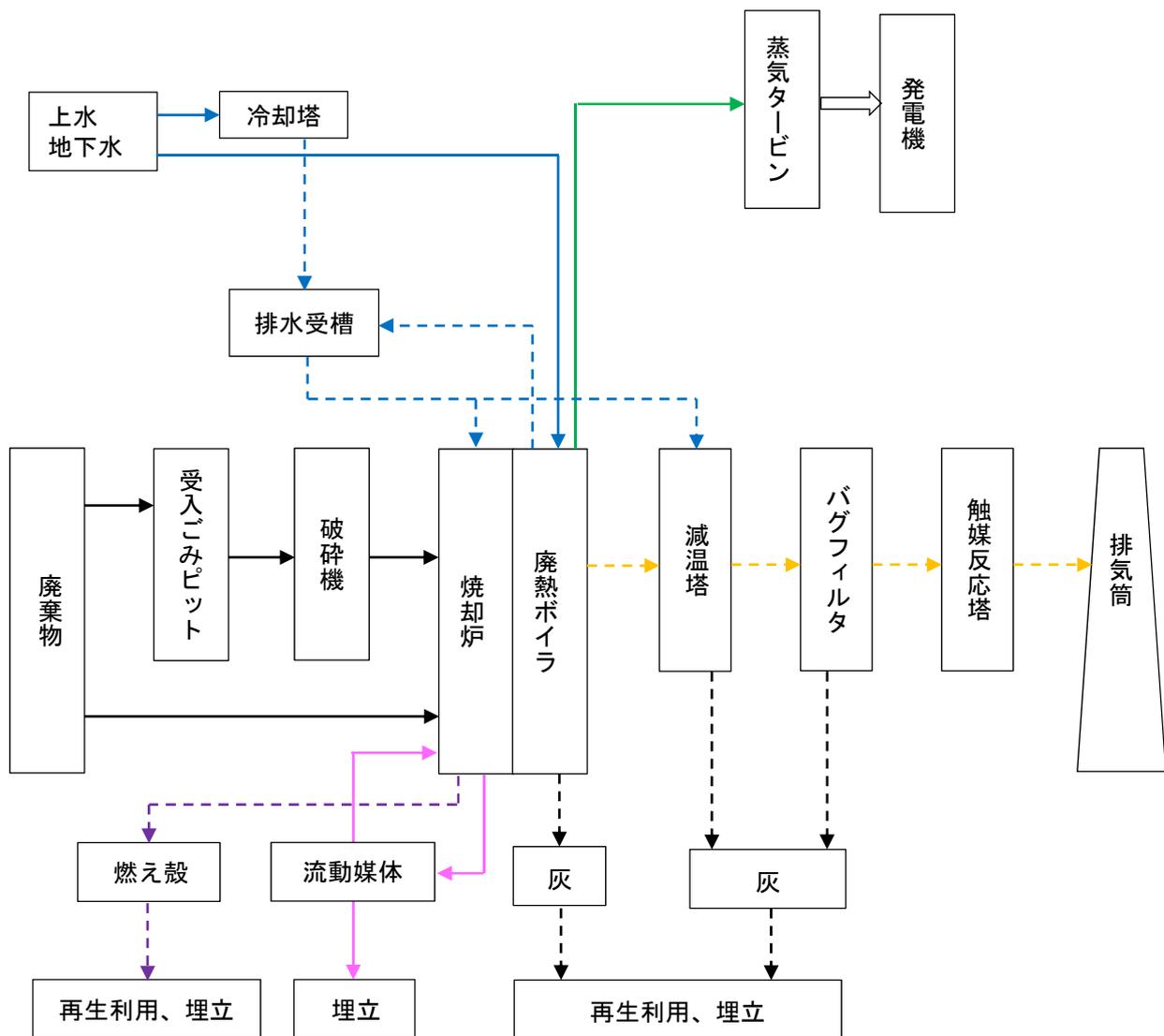


図 2-2-3 処理フロー

2-2-3 対象事業の実施期間

本事業に係る施設供用までの全体工程を表 2-2-3 に示す。

環境影響評価の手続きを令和 5 年まで、その後施設建設を行い、令和 8 年後半での供用開始を予定している。

表 2-2-3 対象事業の実施工程

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
環境影響評価 (評価書までの手続き)					→			
工事	既存建物解体				→			
	土工事					→		
	建築工事					→	→	→
	プラント工事					→	→	→
施設供用								→

2-2-4 施設の配置

計画地内の施設配置を図 2-2-4 に、廃棄物受入棟の平面図を図 2-2-5(1)～図 2-2-5 (9) に示す。

計画地内の建物は廃棄物受入棟及び計量棟等とその他にプラントの配置を予定している。

なお、配置図は現在のものであり、今後、関係する法令の協議や環境影響評価の結果により変更する可能性がある。



図 2-2-4 施設配置図

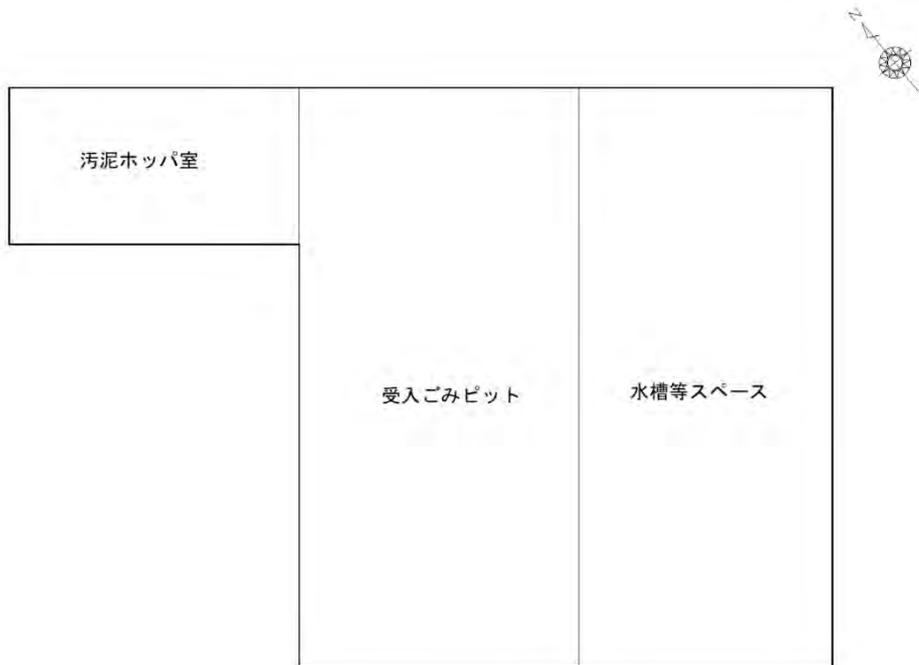


図 2-2-5(1) 廃棄物受入棟平面図 (地下1階)

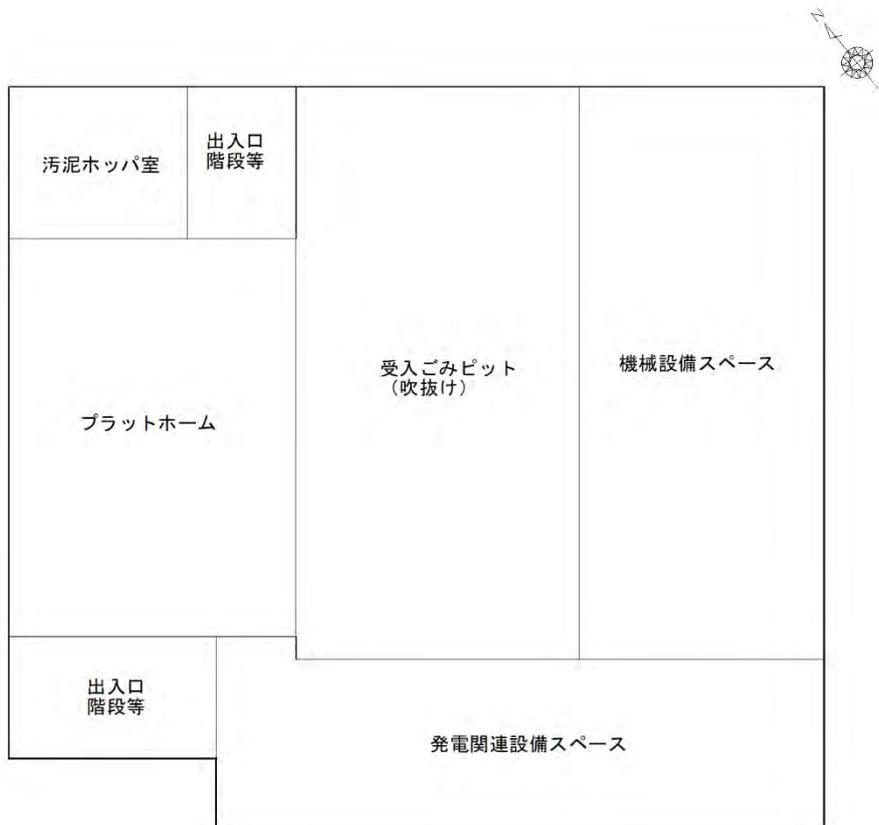


図 2-2-5(2) 廃棄物受入棟平面図 (1階)

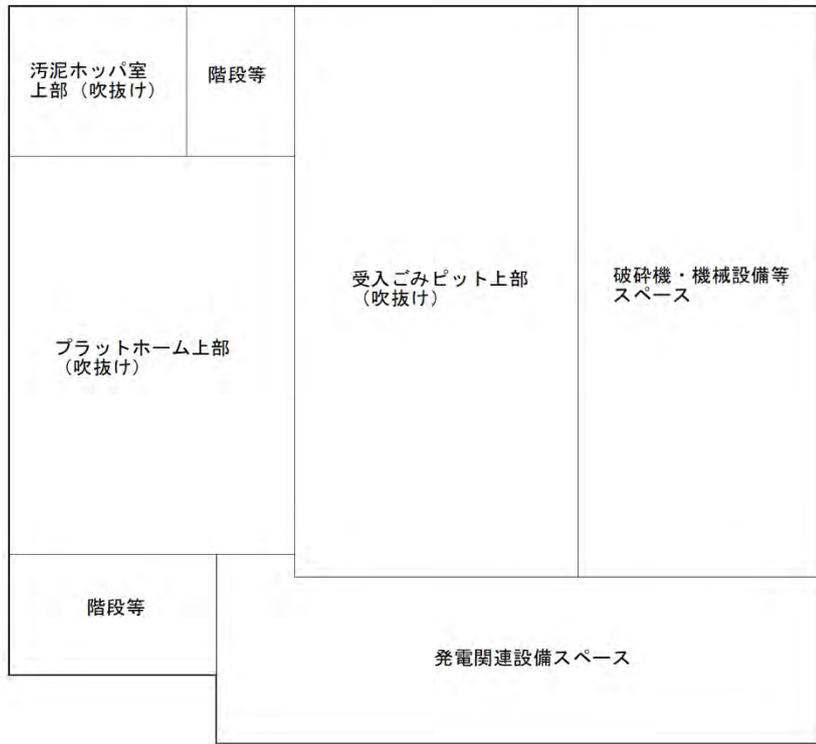


図 2-2-5(3) 廃棄物受入棟平面図 (2 階)

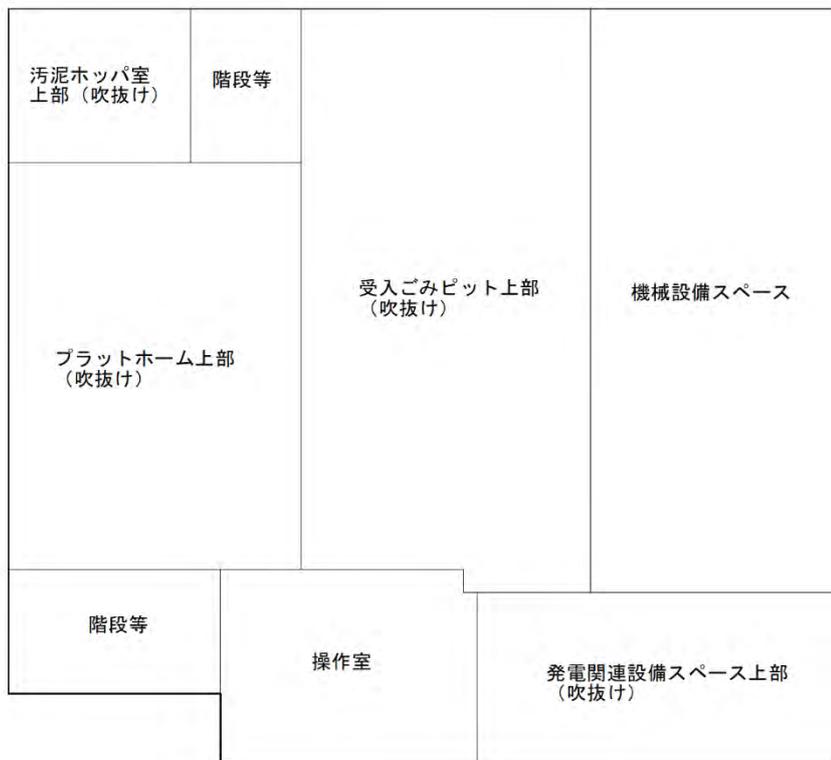


図 2-2-5(4) 廃棄物受入棟平面図 (3 階)

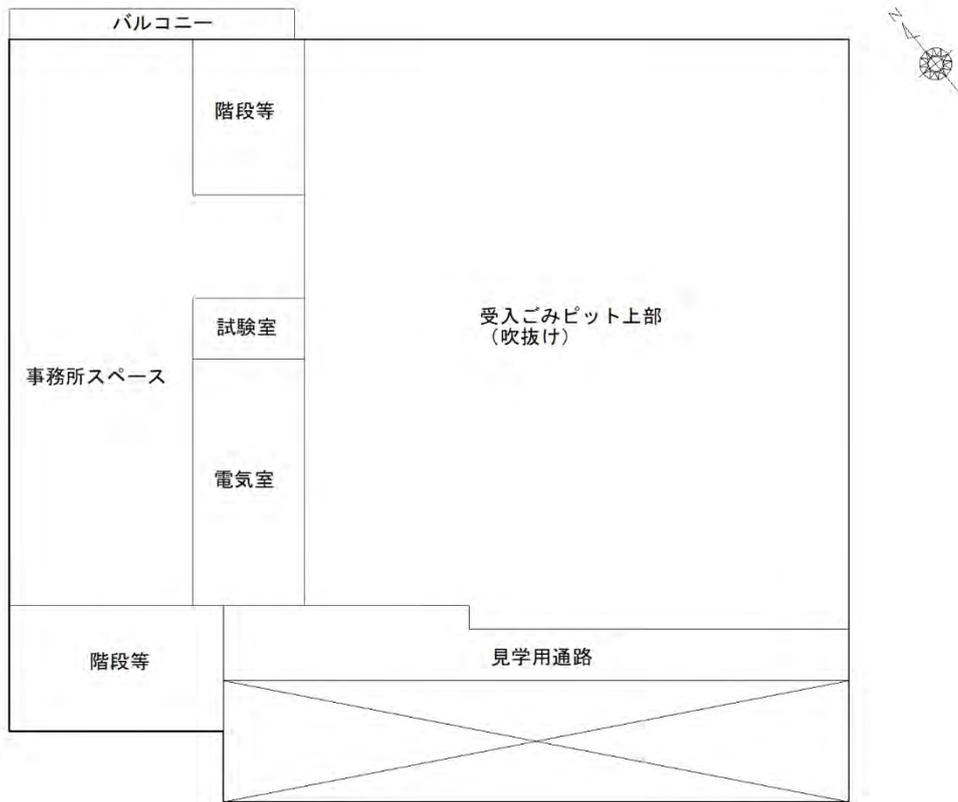


図 2-2-5(5) 廃棄物受入棟平面図 (4 階)



図 2-2-5(6) 廃棄物受入棟平面図 (5 階)

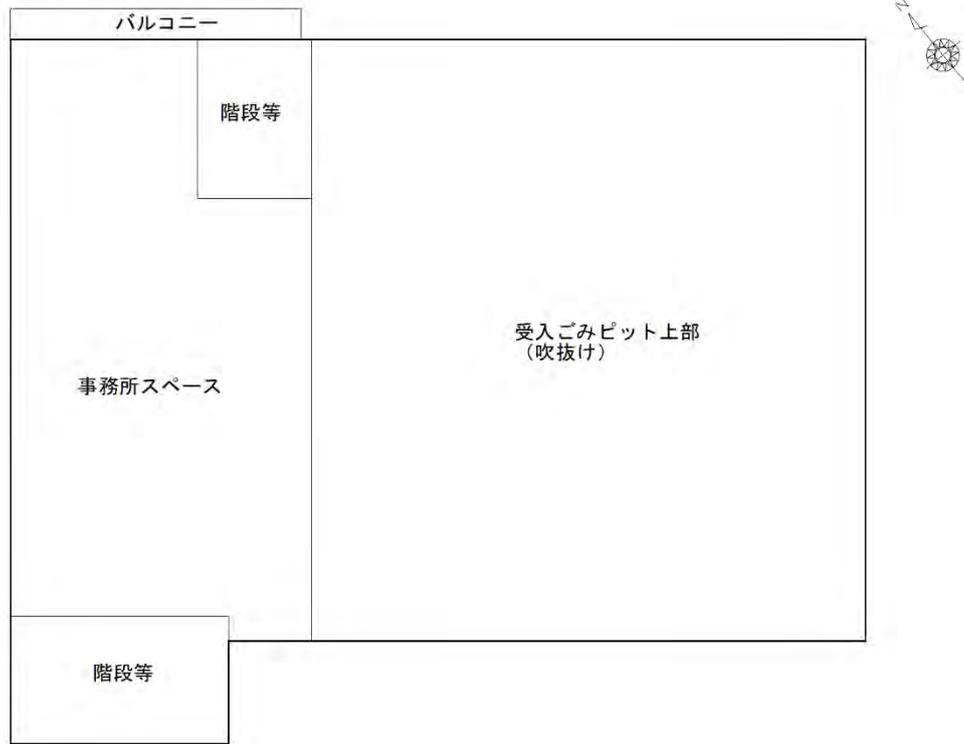


図 2-2-5(7) 廃棄物受入棟平面図 (6階)

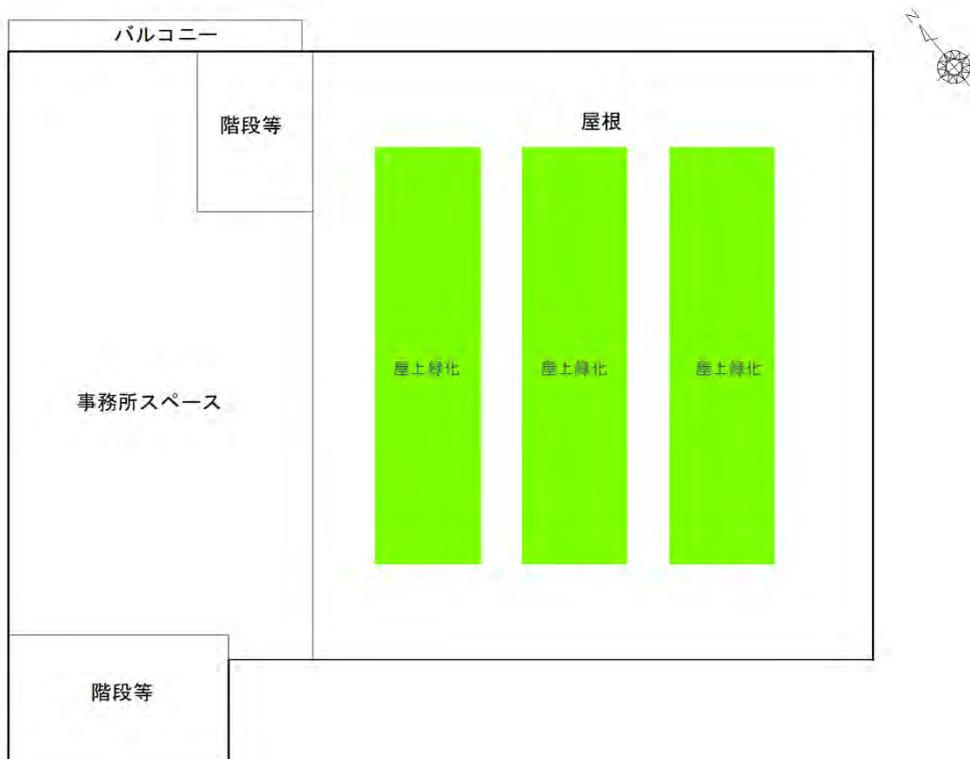


図 2-2-5(8) 廃棄物受入棟平面図 (7階)

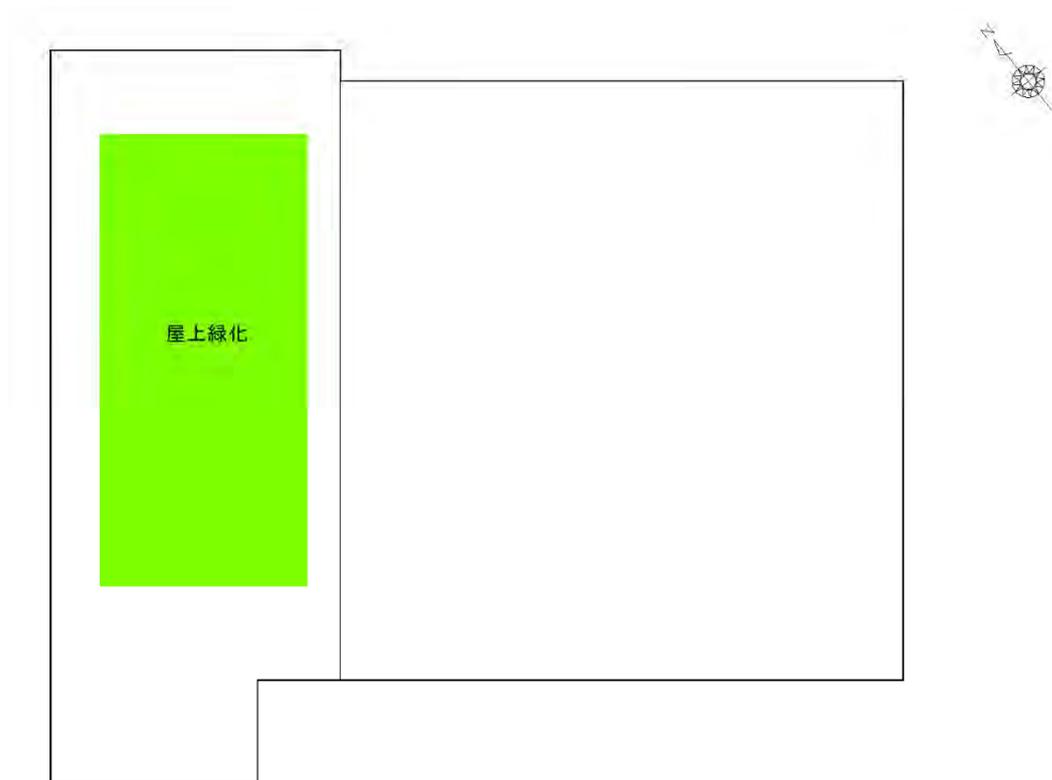


図 2-2-5(9) 廃棄物受入棟平面図 (R 階)

2-2-5 主要設備の概要

主要設備の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 主要施設の概要

主要設備	名 称
受入供給設備	ごみ計量機、受入ごみピット、ごみクレーン、破砕機
燃焼設備	焼却炉、起動バーナ、再燃バーナ
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ、空冷復水器、脱気器、純水装置
排ガス処理設備	減温塔、バグフィルタ、触媒反応塔、定量切出装置
余熱利用設備 (発電設備)	蒸気タービン、発電機
通風設備	ファン、排気筒
灰処理設備	集合灰加湿機、重金属固定剤注入設備、コンベヤ
給水設備	冷却塔、ポンプ、タンク
排水処理設備	水槽、ポンプ

2-2-6 焼却物の組成

焼却物の組成を表 2-2-5 に示す。

表 2-2-5 焼却物の組成

対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)	対象廃棄物	焼却量 (t/日)	焼却割合 (%)
紙くず	20.0	8.70	感染性廃棄物	2.0	0.87
木くず	20.0	8.70	廃油	3.9	1.70
廃プラスチック類	80.0	34.78	廃酸	6.4	2.78
繊維くず	20.0	8.70	廃アルカリ	6.4	2.78
動植物残渣	35.0	15.22	廃油（特管物）	0.1	0.04
ゴムくず	0.2	0.09	廃酸（特管物）	0.1	0.04
金属くず	2.0	0.87	廃アルカリ（特管物）	0.1	0.04
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.0	0.87	がれき類	1.0	0.43
			燃え殻	0.8	0.35
汚泥	30.0	13.04	合 計	230.0	100

2-2-7 焼却残さの処理・処分

廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん（飛灰）として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用するが、埋立による最終処分も行う。

燃え殻は、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用するが、埋立による最終処分も行う。

流動媒体は、埋立による最終処分を行う。

2-2-8 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

1. 排ガス処理計画

廃棄物の焼却に伴い発生する排気筒排ガスの排出濃度の計画と当該施設に係る規制基準等を表 2-2-6 に、排ガス処理設備の計画を表 2-2-7 に示す。

表 2-2-6 排ガスの諸元

項目		単位	諸元	規制基準等
排気筒	高さ	(m)	41.5	—
	筒頂口径	(m)	1.5	—
排ガス量	湿り排ガス量	(m ³ N/h)	94,205	—
	乾き排ガス量	(m ³ N/h)	73,174	—
排ガス温度		(°C)	179	—
排ガス吐出速度		(m/s)	24.5	—
排出濃度*	硫黄酸化物	(ppm)	164	K 値 17.5
	窒素酸化物	(ppm)	165	180
	ばいじん	(g/m ³ N)	0.04	0.04
	塩化水素	(mg/m ³ N)	56	200
	ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.1
	水銀	(μg/m ³)	30	30

※ 排出濃度は酸素濃度 12%換算値

表 2-2-7 排ガス処理設備の概要

処理対象物質	処理設備
ばいじん	バグフィルタ
硫黄酸化物、塩化水素	消石灰吹込（乾式法）、バグフィルタ
窒素酸化物	尿素水噴霧
ダイオキシン類	活性炭吹込（乾式法）、バグフィルタ、触媒反応塔
水銀	活性炭吹込（乾式法）、バグフィルタ

2. 大気汚染防止計画

施設供用時の大気汚染防止計画を以下に示す。

- 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
- 排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- 焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定した燃焼を行う。
- 燃焼温度、ガス滞留時間等、安定燃焼を確保し適正な運転管理を行う。

2-2-9 給水計画・排水計画及び水質汚濁防止計画

1. 給水計画

プラントでは主に焼却炉及び減温塔で水を使用するため、最大で約 300t/日の地下水を揚水し使用するが、緊急用として上水道の使用も計画している。

地下水は、計画地内に設置する井戸より採取する。井戸の設置予定位置を図 2-2-7 に示す。施設供用時の地下水使用量抑制計画を以下に示す。

- 施設等で使用する水は、可能な限り再利用し地下水揚水量の抑制に努める。
- 地下水の使用量を把握するため、採取量を記録する。
- 計画地内での雨水の地下浸透を図る。

2. 排水計画

施設の稼働に伴い発生する排水は、冷却水、ボイラ水、純水装置廃液、受入ごみピット汚水、プラントホーム洗車・清掃排水と施設メンテナンス時の排水がある。これらの排水は配管等で炉内用及び減温塔用排水受槽もしくは非常用水槽に集水し、施設稼働時は焼却炉及び減温塔に噴霧し、施設停止時は水槽に一時貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。

プラントエリアへの初期雨水(3mm 3m³分)は油水分離槽を経由し非常用水槽に集水し、焼却炉及び減温塔に噴霧するため、計画地外への排水はない。それ以外の雨水(3mmを超える)は、油水分離槽を経由し計画地内の雨水浸透槽で地下浸透する。また、大量の降雨により敷地内雨水浸透槽にオーバーフローが発生する場合に備え、雨水浸透槽から工業団地内の雨水排水管への排水経路を確保する。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、工業団地内の市道幹2号側にある排水管へ排水する。給排水のフローを図 2-2-6 に、雨水浸透槽の位置及び生活排水排水口を図 2-2-7 に示す。

3. 水質汚濁防止計画

施設供用時の水質汚濁防止計画を以下に示す。

- プラントからの排水と雨水及び生活排水の集水等の設備は系統別に配管し、種類の異なる排水を混合させない。
- プラントからの排水、プラントエリアの初期雨水と施設メンテナンス時の排水は、焼却炉及び減温塔で噴霧水として使用し計画地外には排水しない。
- 施設停止時のプラント排水は水槽に貯留し、施設稼働時に焼却炉及び減温塔で噴霧水として使用する。
- 廃油タンク等油タンクには防油堤を設置し、周辺への流出を防止する。
- 生活排水を処理する合併処浄化槽は、適切な維持管理を行う。
- 初期雨水以外の雨水は、油水分離後に雨水浸透槽で地下浸透するが、雨水浸透槽及び集水管等は清掃等の適切な維持管理を行う。
- 多量の雨水により敷地内の雨水浸透槽にオーバーフローが発生する場合には、敷地内に雨水があふれださないよう雨水浸透槽のオーバーフロー水を工業団地内の雨水排水管に排水する。

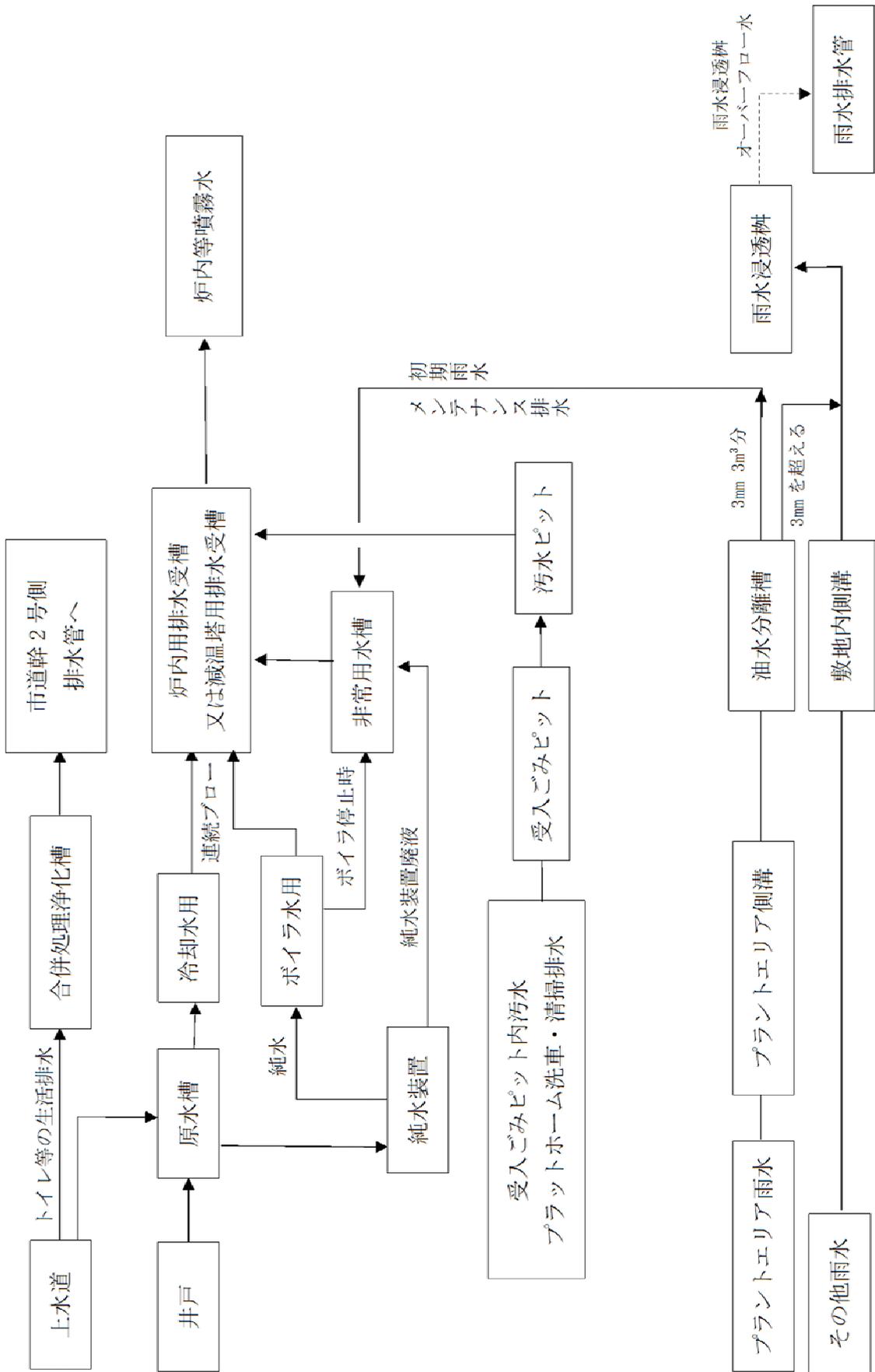


図 2-2-6 給排水のフロー



図 2-2-7 井戸、雨水浸透槽及び浄化槽処理水排水口の位置

2-2-10 騒音・低周波音、振動防止計画

施設供用時の騒音・低周波音、振動防止計画を以下に示す。

- 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を選択する。
- 騒音を発生させる機器は、可能な限り屋内設置とし、屋外設置の機器については、必要に応じて、防音対策を行う。
- 振動を発生させる機器類は、振動の伝搬を防止するため、独立基礎、防振装置等を検討する。
- 各設備は、定期的な点検を実施し、適切な運転ができるよう維持管理を徹底する。
- 計画地外への騒音を抑制するため、敷地境界に遮音壁や緑地帯を設置する。

2-2-11 悪臭防止計画

施設供用時の悪臭防止計画を以下に示す。

- 受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。
- 施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。
- 燃焼温度、ガス滞留時間等、安定燃焼の確保し適正な運転管理を行う。
- プラットホームや敷地内は定期的に清掃を行う。

2-2-12 温室効果ガス発生抑制計画

施設供用時の温室効果ガス発生抑制計画を以下に示す。

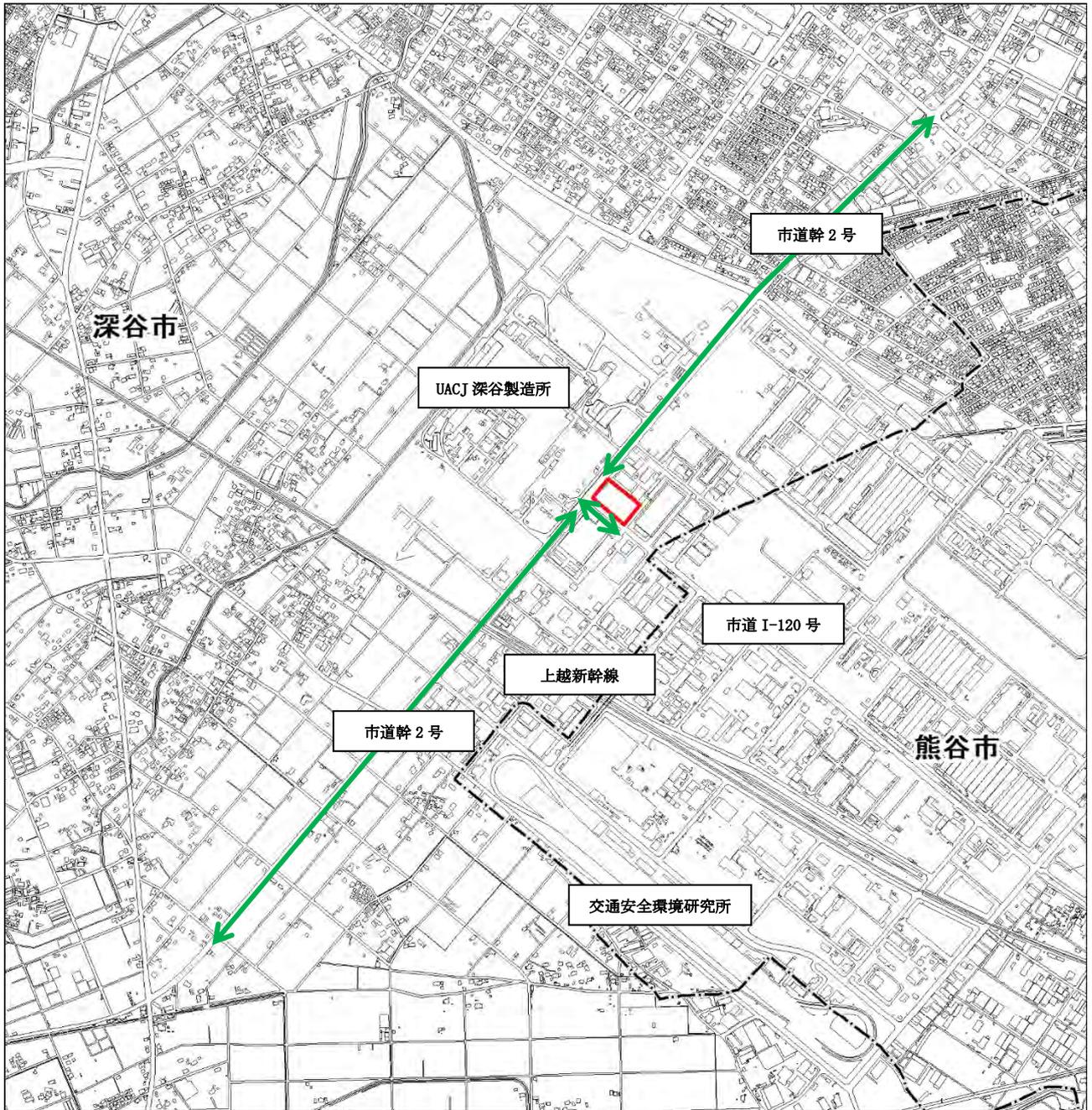
- 廃棄物焼却の熱を利用し、高効率の発電を行う。発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する。
- 施設には省エネルギー機器の導入を図る。

2-2-13 車両運行計画

廃棄物運搬車両の走行ルートを図 2-2-8 に示す。

施設供用時の車両運行計画を以下に示す。

- 車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう指導する。
- 低排出ガス型や低騒音型車両の導入に努める。
- 廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど適正な走行に努める。
- 廃棄物運搬車両が集中しないよう計画的な搬入に努める。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:15,000

0 100 200 400 600 800 m



図 2-2-8 廃棄物運搬車両の走行ルート

2-3 工事の概要

2-3-1 工事工程

工事工程を表 2-3-1 に示す。工事は既存建物の解体を含め、令和 5 年から令和 8 年にかけて実施する計画である。

表 2-3-1 工事工程

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
設計・申請許可	→			
既存建物解体工事	→			
土木建築工事		→	→	→
プラント工事		→	→	→
施設供用				→

2-3-2 工事用車両の走行ルート

工事用の資材運搬及び工事車両の主要な走行ルートは、図 2-2-8 (P2-19 参照) に示す廃棄物運搬車両走行ルートと同じとする。

2-3-3 工事中の環境保全計画

1. 建設機械

- 建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。
- 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種を使用する。
- 建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。
- 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
- 建設機械の稼働は、原則として日曜日を行わず、午前 8 時から午後 5 時までとする。
- 敷地境界には仮囲いを設け、粉じんの飛散防止、騒音の抑制を図る。
- 必要に応じ散水を行い、粉じんの飛散防止を図る。

2. 資材等運搬車両

- 資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。
- 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。
- 資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。
- 資材等運搬車両の過積載防止を徹底する。
- 資材等運搬車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までとする。
- 資材等運搬車両の不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップに努める。
- 資材等運搬車両のタイヤに付着した土等の飛散を防止するため、工事車両出入口付近に水洗いの設備を設ける。
- 土砂等の運搬車両は、荷台からの土砂等の飛散を防止するためシートを掛ける。

3. その他

- 工事中の降雨により発生する濁水は、計画地内に仮設の油水分離槽と雨水浸透槽を設置し地下浸透する。また、降雨により大量の雨水が発生した場合は、油水分離後に工業団地内の既設の雨水排水管に排水する。
- 工法などを検討し、騒音振動を抑制する。
- 掘削等により発生した土砂等は、シートなどで覆い土砂の流出、飛散を防止する。
- 工事中に発生した廃棄物等は、関係法令等を遵守し適正処理を図る。また、分別を徹底し減量化、資源化に努める。
- 再生資材、再利用資材の活用に努める。
- 計画地内で切土と盛土のバランスを図り、残土の発生を抑制する。

第3章 関係地域

3-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域”を基準として設定するものとする。

3-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の2市の一部が含まれる。

- ・深谷市
- ・熊谷市

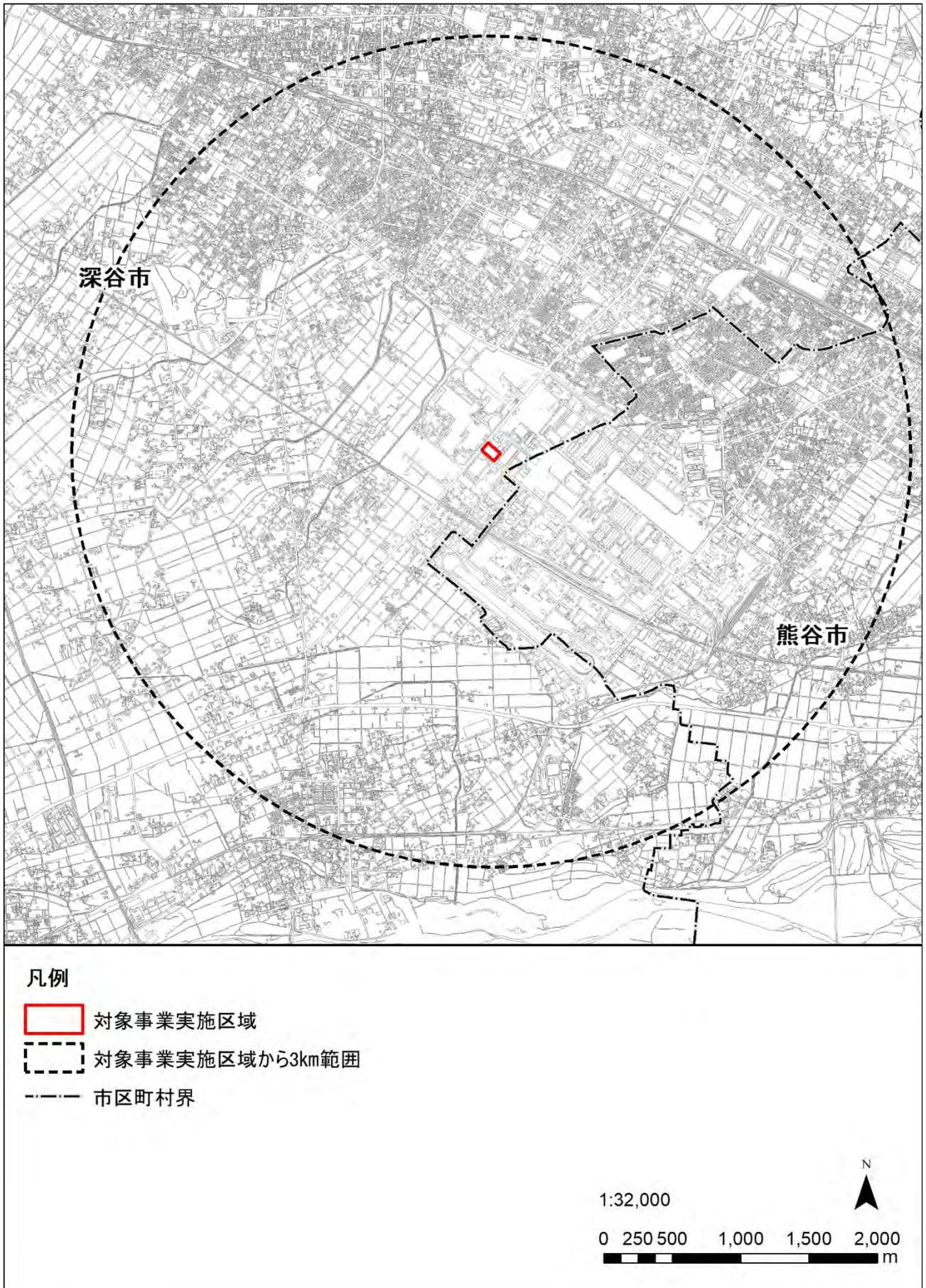


図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

第4章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(令和2年10月、株式会社シタラ興産)に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見が1通提出された。その意見の概要は表4-1に示すとおりである。

表4-1 意見の概要

項目	項	意見の概要
事業計画全般	—	廃棄物の適正処理及び減量化に寄与する設備であると共にサーマルリサイクルを考慮した計画となっており、施設が早期に有効使用されるように希望します。
対象事業の概要	2-2	施設の供用開始前には、受入物の事前の分別基準を設け、受入対象物の明確化を願います。
調査項目	4-2	施設の計画地は既存の工業団地内にあり、新たに森林や緑地を開発する行為を伴わないため、動植物、生態系、史跡文化財等に関する必要以上の調査は再検討しても良いのではないか。但し、調査対象から除外する場合は、除外理由を明確にしてください。
調査計画書全般	—	計画書に誤記等があるので訂正をお願いします。

第5章 調査計画書についての知事の意見

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(令和2年10月、株式会社シタラ興産) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出されて意見は、以下のとおりである。

5-1 事業計画について

- ア 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。
- イ 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- ウ バグフィルター及び触媒反応塔等設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入を検討すること。また、冷却等により再発生する微小粒子状物質の低減に努めること。
- エ 汚泥などの廃棄物により発生する臭気について、対策に努めること。また、休炉時においては、必要十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。
- オ 解体等の工事において、濁水の流出や、有害物質の飛散流出がないように留意すること。
- カ 工事車両及び施設稼働後の廃棄物運搬車両の増加量を把握し、住民や周辺施設の利用者に影響を与えないよう努めること。
- キ 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。
- ク 近年の気象災害事例を踏まえ、浸水被害による廃棄物の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した事業計画を検討すること。
- ケ 解体工事を含め、事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行うこと。

5-2 調査、予測及び評価について

1. 騒音

- ア 計画地周辺は工業地帯のため、周辺工場から発生する騒音の影響及びその性状に注意して調査して調査すること。また、工場の24時間稼働に伴い、調査時期及び調査時間について検討すること。
- イ 建物内に設置する破砕機等の稼働に伴う影響については、建屋扉の開閉を考慮した予測・評価となるよう留意すること。

2. 水質

周辺に農地及び河川がある地域であり、合併処理浄化槽からの排水や雨水浸透櫛の設置を計画しているため、調査・予測・評価の項目への追加を検討し、水質管理を行うこと。

3. 動物、植物、生態系

ア 地域の特徴を踏まえて、動植物の調査地点及び調査範囲について見直しを行うこと。

イ 植物相を的確に把握できる文献を用いた上で、調査を実施すること。

4. 廃棄物

処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。

5. 景観

住宅街など住民が多く存在する場所からの影響を把握するため、遠景の調査地点の追加について検討すること。

第6章 第4章及び第5章の意見についての事業者の見解

6-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第4章で示した“環境の保全の見地からの意見”に対する事業者の見解は、表6-1-1に示すとおりである。

表6-1-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
事業計画全般	—	廃棄物の適正処理及び減量化に寄与する設備であると共にサーマルリサイクルを考慮した計画となっており、施設が早期に有効使用されるように希望します。	早期の施設整備、稼働を目指し、関連する手続きを進めていきます。
対象事業の概要	2-2	施設の供用開始前には、受入物の事前の分別基準を設け、受入対象物の明確化を願います。	排出事業者に、本施設で受け入れ可能な廃棄物を周知し、受入れ時に混在がないようお願いをします。受け入れ時には、必要に応じて搬入物の確認を行います。
調査項目	4-2	施設の計画地は既存の工業団地内にあり、新たに森林や緑地を開発する行為を伴わないため、動植物、生態系、史跡文化財等に関する必要以上の調査は再検討しても良いのではないかと。但し、調査対象から除外する場合は、除外理由を明確にしてください。	計画地は既存の工業団地内にあり森林や緑地の開発はありませんが、計画地周辺の動植物や生態系に関する文献資料がないことから、調査を実施します。
調査計画書全般	—	計画書に誤記等があるので訂正をお願いします。	誤記等は訂正します。今後資料作成時には誤記等がないよう注意します。

6-2 知事意見に対する事業者の見解

第5章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表6-2-1(1)～表6-2-1(3)に示すとおりである。

表6-2-1 (1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
1 事業計画について		
ア	国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。	今回の施設は、廃棄物を可能な限り再生利用したあとに発生する最終処分量を減らすための焼却施設を計画しています。焼却処理により排出される温室効果ガスは増加しますが、焼却に伴い発生した熱を活用し発電することにより、温室効果ガス排出量を低減する施設となっています。施設は確立した技術の中でより効率的な発電を行う施設を選定し、焼却による温室効果ガスの排出と発電による温室効果ガスの削減の両方を進めていきたいと考えています。現在、焼却施設からの温室効果ガス排出削減に向けた技術や二酸化炭素の回収技術など様々な技術開発が行われ、試験的な導入が進められていますが、まだ安全で効率的な技術が実用段階に入っていない現状で、施設稼働時の周辺への影響等を含め検討した結果、今回の焼却施設では、廃棄物の最終処分の減量と焼却で得られるエネルギーで発電を行うものとなりました。しかし、今後も新たな技術に注視し、二酸化炭素回収等の技術が確立した際に、焼却施設の改修等による周辺への影響と事業性を含め検討したいと考えています。

表 6-2-1 (2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
イ	導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	<p>本計画の施設は、排ガス中の大気汚染物質の低減を図るために、バグフィルターや触媒反応塔の設置、消石灰の吹込、尿素水噴霧を行います。</p> <p>汚濁物質を含む可能性がある施設稼働に伴う排水及び初期雨水、施設整備等に伴う排水は、集水し焼却炉内に噴霧し、初期雨水以外の雨水は、油水分離後に雨水浸透槽で処理します。大量の雨水が発生した場合には、既存の工業団地内の雨水排水管に排水し、敷地内で雨水があふれないようにします。</p> <p>騒音発生施設は、騒音の発生を防止するため、低騒音型機器を選択し、可能な限り屋内に設置します。屋外設置の場合には、発生源での騒音対策及び遮音壁の設置を行います。</p> <p>振動発生施設は、振動の発生を防止するため、低振動型機器を選択し、独立基礎や防振装置等を設置します。</p> <p>悪臭を発生するごみピット等は、空気を吸引し室内を負圧とし悪臭の漏洩を防止する構造とします。吸引した空気は燃焼用空気とします。焼却施設停止時の悪臭の漏洩を防止するため、脱臭装置を設置します。</p> <p>以上のような環境保全対策を行い、周辺への環境負荷を低減できる施設を導入する計画としました。</p>
ウ	バグフィルター及び触媒反応塔等設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入を検討すること。また、冷却等により再発生する微小粒子状物質の低減に努めること。	<p>現在は、微小粒子状物質を100%捕集できる設備は、実用化されていません。バグフィルターが最も捕集効率が良いといわれています。そのため、既存の類似焼却施設で実績のあるバグフィルターを使用することとしました。</p>
エ	汚泥などの廃棄物により発生する臭気について、対策に努めること。また、休炉時においては、必要十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。	<p>受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げ、臭気の漏洩を防止する構造とします。休炉時には、活性炭の脱臭装置を稼働させる計画としました。</p>
オ	解体等の工事において、濁水の流出や、有害物質の飛散流出がないように留意すること。	<p>解体時には有害物質の飛散防止のため、散水等の処置を行い、雨天時に濁水の流出をしないように留意します。建築工事時には敷地境界線へ仮囲いを行い、粉じんの飛散を防止する計画とします。また、雨水浸透枡を適宜設置し、濁水の流出防止に努めます。</p>
カ	工事車両及び施設稼働後の廃棄物運搬車両の増加量を把握し、住民や周辺施設の利用者に影響を与えることがないよう努めること。	<p>工事計画及び施設稼働後の計画をもとに増加車両を把握し、住民や周辺施設の利用者への影響を考慮したルート選定及び車両走行時間の計画としました。</p>
キ	高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。	<p>今回の施設は、廃棄物を可能な限り再生利用したあとに発生する最終処分量を減らすための焼却施設を計画しています。焼却処理で発生した熱を利用し発電を行います。発電した電力は、地域の電力会社への送電を予定しており、地域に貢献したいと考えています。</p> <p>また、災害時等には、災害廃棄物の受け入れができるよう市と協議しています。</p>
ク	近年の気象災害事例を踏まえ、浸水被害による廃棄物の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した事業計画を検討すること。	<p>計画地は50年に一度の降雨を想定した深谷市洪水・内水ハザードマップでは、浸水被害は想定されていません。浸水被害の可能性は低いと考えられますが、廃棄物は建屋内に保管し流出を防止します。敷地境界付近に雨水用の側溝及び溜枡を設置し内部からの流出及び外部からの流入を防止する計画としています。</p>

表 6-2-1 (3) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
ケ	解体工事を含め、事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行うこと。	解体工事を含めた事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行います。
2 調査、予測及び評価について		
騒音 ア	計画地周辺は工業地帯のため、周辺工場から発生する騒音の影響及びその性状に注意して調査して調査すること。また、工場の 24 時間稼働に伴い、調査時期及び調査時間について検討すること。	騒音の調査は、周辺の工場が定常的に稼働している平日及び休日に 24 時間連続の調査を行います。交通騒音や非定常騒音は可能な限り除去します。
騒音 イ	建物内に設置する破碎機等の稼働に伴う影響については、建屋扉の開閉を考慮した予測・評価となるよう留意すること。	破碎機等の施設は建屋内に設置しますが、設置場所及び稼働状況を考慮し、必要に応じて建屋扉の開閉を考慮し予測・評価を行いました。
水質	周辺に農地及び河川がある地域であり、合併処理浄化槽からの排水や雨水浸透枳の設置を計画しているため、調査・予測・評価の項目への追加を検討し、水質管理を行うこと。	合併処理浄化槽からの排水は、法令に定められた維持管理、水質調査を行い、周辺の工場と同様に工業団地の既存の排水管に排水するため、その影響は小さいと考えられ、調査・予測・評価の項目としていません。 雨水は、廃棄物が建屋内保管であり、降雨の影響を直接受けず、建屋外のプラントエリアの雨水は、初期雨水 (3mm : 3m ³ /分) は集水し炉内噴霧水として使用し、3mm を超える降雨は、集水し油水分離後に雨水浸透枍で地下浸透させます。そのため、廃棄物の混入はなく、雨水のみであり、その影響は小さいと考えられ、調査・予測・評価の項目としていません。
動物、植物、生態系	地域の特色を踏まえて、動植物の調査地点及び調査範囲について見直しを行うこと。	本事業によって影響を受けると考えられる工業団地内の計画地、公園及び調整池と計画地周辺の環境を代表する地点の保全対象種だけでなく、普通種を含め把握するため、調査地点及び調査範囲を選定しました。
動物、植物、生態系	植物相を的確に把握できる文献を用いた上で、調査を実施すること。	深谷市、熊谷市の文献調査では計画地周辺の状況を適切に把握できるものがなかったため、計画地及びその周辺の環境を代表する地点で調査を行いました。
廃棄物	処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること	最終処分量を低減するため、再生利用が可能なものは、再生利用を行う事業者へ排出するように調整を進め、資源化に努めます。
景観	住宅街など住民が多く存在する場所からの影響を把握するため、遠景の調査地点の追加について検討すること。	住宅街などからの景観を把握するため、調査地点を当初の 4 地点に 9 地点を加え、調査・予測・評価を行いました。

第7章 環境影響評価の調査項目

7-1 調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）を基に、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

1. 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、環境影響要因を抽出した。

抽出した環境影響要因を、表7-1-1に示す。

表7-1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成時の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行

2. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表7-1-2(1)～表7-1-2(2)に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照阻害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の14項目を選定した。

表 7-1-2(1) 環境影響評価項目の選定(1)

影響要因の区分		工事中			存在・供用時			
環境影響要因		建設機 械の 稼動	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	施設の 存在	施設の 稼動	自動車 等の 走行	
調査・予測・評価の項目								
環境の良 好な状態 の保持を 旨として 調査、予 測及び評 価される べき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	○	○		○	○	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物				○		
		浮遊粒子状物質				○	○	
		微小粒子状物質				○	○	
		炭化水素					○	
		粉じん	○	○			×	
		水銀等（水銀及びその化合物）				○		
		その他の大気質に係る有害物質等				○		
	騒音・ 低周波音	騒音	○	○		○	○	
		低周波音				○		
	振動	振動	○	○		○	○	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度				○		
		特定悪臭物質				○		
	水質	公共用水 域の水質	生物化学的酸素要求量 または化学的酸素要求量				×	
			浮遊物質				×	
			窒素及びリン				×	
			水温					
			水素イオン濃度				×	
			溶存酸素量				×	
			その他の生活環境項目				×	
		健康項目等				×		
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウ ムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等					×		
	地下水の 水質	地下水の水質に係る 有害項目				×		
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈						
		温泉及び鉱泉						
		堤防、水門、ダム等の施設						
	土壌	土壌に係る有害項目				○		
地盤	地盤沈下							
地象	土壌の安定性							
	地形及び地質（重要な地形及び地質 を含む）				×			
	表土の状況及び生産性							

表 7-1-2(2) 環境影響評価項目の選定(2)

影響要因の区分			工事中			存在・供用時		
環境影響要因		建設機 械の 稼動	資材運 搬等 の 車両の 走行	造成等 の 工事	施設の 存在	施設の 稼動	自動車 等の 走行	
調査・予測・評価の項目								
生物の多 様性の確 保及び自 然環境の 体系的保 全を旨と して調 査、予測 及び評価 されるべ き項目	動物	保全すべき種	○	○	◎	△		
		植物	保全すべき種			◎	△	
	植物	植生及び保全すべき群落			◎	△		
		緑の量				×		
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	◎	△		
	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×		
眺望景観					○			
人と自然 との豊かな ふれあいの 確保及び快 適な生活環 境の保全を 旨として調 査、予測及 び評価され るべき項目	自然との ふれあいの 場	自然とのふれあいの場	○	○		△	△	
		史跡・ 文化財	指定文化財等				×	
	埋蔵文化財					×		
	日照阻 害	日影の状況				○		
	電波障 害	電波受信状況				○		
	風害	局所的な風の発生状況						
	光害	人工光または工作物による反射光						
環境への 負荷の量 の程度に より予測 及び評価 されるべ き項目	廃棄物 等	廃棄物			◎		○	
		残土			◎			
		雨水及び処理水						
温室効 果 ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○	
	オゾン層破壊物質					×		
一般環境 中の放射 性物質に ついて調 査、予測 及び評価 されるべ き項目	放射線 の量	放射線の量	×	×				

○：標準的に選定する項目。△：事業特性、地域特性により選定する項目。

×：標準的に選定する項目、または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。

◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

3. 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由を表 7-1-3(1)～表 7-1-3(2)に、選定しない理由は表 7-1-4 に示す。

表 7-1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由(1)

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫黄酸化物	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	微小粒子状物質	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による微小粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため選定する。
	水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による水銀等（水銀及びその化合物）の発生が考えられるため選定する。
	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の発生が考えられるため選定する。
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 7-1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由(2)

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
土壌	土壌に係る有害項目	存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中	造成等の工事による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	産業廃棄物中間処理施設の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の存在により、地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	廃棄物処理施設の存在により、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の存在・稼働により、自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
日照阻害	日影の状況	存在・供用時	廃棄物処理施設の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	廃棄物処理施設の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物処理施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 7-1-4 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路はいずれも舗装道路であることから、廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴い粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用時	廃棄物処理施設からの排水は焼却炉及び減温塔へ噴霧することから排水は発生しない。生活排水は合併処理浄化槽で処理し排水管に放流する。雨水については、初期雨水は焼却炉及び減温塔へ噴霧し、それ以外の雨水は油水分離後に敷地内での浸透処理を行い、大量の降雨があった場合のみ雨水排水管に排水するため選定しない。
	浮遊物質	存在・供用時	
	窒素及びりん	存在・供用時	
	水素イオン濃度	存在・供用時	
	溶存酸素量	存在・供用時	
	その他の生活環境項目	存在・供用時	
	健康項目等	存在・供用時	
	底質に係る有害物質等	存在・供用時	
	地下水の水質に係る有害項目	存在・供用時	
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、工業団地として造成され工場として利用されており、土地の改変は小さいこと、また、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しないため選定しない。
植物	緑の量	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は工業団地として造成・供用されており、現状も緑の量は多くない。また、本計画は、県条例に基づく必要緑地を確保する計画としていることから選定しない。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等、並びに埋蔵文化財包蔵地は存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

第8章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

8-1 大気質

1. 調査結果の概要

調査結果（環境大気）				
<p><環境大気> ST-1：対象事業実施区域 ST2～5：周辺地域</p>				
<p>○二酸化窒素 環境基準値（日平均値 0.04～0.06ppm）を下回っていた。</p>				
(ppm)				
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	
ST-1	0.019	0.071	0.031	
ST-2～ST-5	0.007 ～0.008	0.035 ～0.040	0.011 ～0.013	
<p>○二酸化硫黄 環境基準値（日平均値 0.04ppm、1時間値 0.1ppm）を下回っていた。</p>				
(ppm)				
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	
ST-1	0.001	0.008	0.002	
ST-2～ST-5	0.000 ～0.002	0.003 ～0.012	0.001 ～0.004	
<p>○浮遊粒子状物質 環境基準値（日平均値 0.10mg/m³、1時間値 0.20mg/m³）を下回っていた。</p>				
(mg/m ³)				
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	
ST-1	0.018	0.129	0.037	
ST-2～ST-5	0.016 ～0.020	0.049 ～0.149	0.028 ～0.037	
<p>○塩化水素 目標環境濃度（期間最高値 0.02ppm）を下回っていた。</p>				
(ppm)				
調査地点	期間最高値			
	秋季	冬季	春季	夏季
ST-1	0.003	<0.001	<0.001	0.002
ST-2 ～ST-5	0.001 ～0.002	<0.001	<0.001	<0.001 ～0.002
<p>○ダイオキシン類 環境基準値（年平均値 0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。</p>				
(pg-TEQ/m ³)				
調査地点	平均値	最高値		
ST-1	0.026	0.049		
ST-2～ST-5	0.011～0.021	0.015～0.030		
<p>○水銀 指針値（年平均値 40ng/m³）を下回っていた。</p>				
(ng/m ³)				
調査地点	期間平均値	期間最高値		
ST-1	<0.01	<0.01		
ST-2～ST-5	<0.01	<0.01		
<p>○微小粒子状物質 環境基準値（年平均値 15μg/m³、日平均値 35μg/m³）を上回っていた。</p>				
(μg/m ³)				
調査地点	期間平均値	日平均値の 最高値		
ST-1	13.0	23.1		
ST-2～ST-5	8.9～9.9	17.3～23.0		
<p>○降下ばいじん 1.2～19.6mg/m³であった。</p>				
(mg/m ³)				
調査地点	秋季	冬季	春季	夏季
ST-1	2.0	19.6	2.0	2.0
ST-2 ～ST-5	1.2 ～1.8	5.5 ～14.9	0.9 ～1.9	1.2 ～1.9

注 1) 「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点（対象事業実施区域北側住宅地、東側住宅地、南側住宅地、西側住宅地及び東側住宅地）をまとめたものである。

2) 「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点（市道幹 2 号南側区間沿道）をまとめたものである。

調査結果（環境大気）

<沿道大気>

ST-6：市道幹2号南側区間沿道

○二酸化窒素

環境基準値（日平均値0.04~0.06ppm）を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-6	0.008	0.050	0.012

○浮遊粒子状物質

環境基準値（日平均値0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³）を下回っていた。

(mg/m³)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-6	0.027	0.129	0.057

○炭化水素

指針値（午前6時から午前9時までの3時間平均値0.20ppmC~0.31ppmC）を下回っていた。

(ppmC)

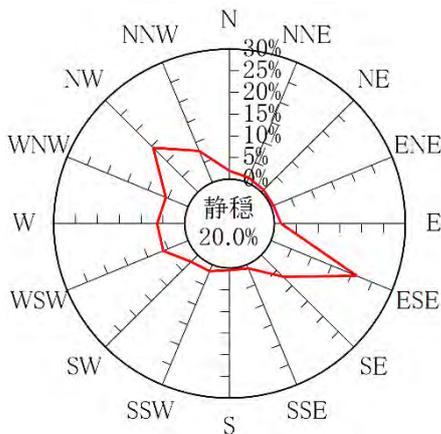
調査地点	期間 平均値	期間 最高値	3時間 平均値の 最高値
ST-6	0.23	0.52	0.30

<地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は東南東で、月平均風速は1.1~1.9m/sであった。また、月平均気温は4.1~28.4℃、月平均湿度は44~77%、月平均日射量は8.7~19.1kW/m²、月平均放射収支量は-2.8~-0.2kW/m²であった。

(対象事業実施区域)

調査地点	年間	秋季	冬季	春季	夏季
平均風速 (m/s)	1.4	1.2	1.5	1.6	1.2
最多風向	ESE	ESE	NW	ESE	ESE



年間風配図

<上層気象>

対象事業実施区域上空において、計224回の調査のうち89回（約40%）で逆転層が確認された。

全期間

高度 (m)	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	3.4	4.0	4.5	4.7
最多風向	NW	WNW	NW	NW
平均気温	17.9	17.6	17.3	17.0

高度 (m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	4.8	4.8	5.6	6.7
最多風向	NW	NW	NW	W
平均気温	16.3	14.9	11.3	9.2

<交通量>

No.1：市道幹2号南側区間沿道

No.2：市道幹2号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。

交通量調査結果（12時間）

調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
No.1	平日	北進	7,663
		南進	7,786
	休日	北進	5,932
		南進	5,491
No.2	平日	北進	8,262
		南進	7,738
	休日	北進	7,060
		南進	5,828

2. 予測結果の概要

予測結果 (大気質 (1))		
<工事中>		
○建設機械の稼働 (二酸化窒素) (年平均値 : ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0102	0.0292
ST-2~ST-5	0.000001155~ 0.000002273	0.007001343~ 0.0080015
○建設機械の稼働 (粉じん) 粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合が小さい状況下で、粉じん対策 (後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。		
○資材運搬等の車両の走行 二酸化窒素 (年平均値 : ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No.1 (ST-6)	0.000001253	0.008001253
ST-2	0.000001256	0.008001256
浮遊粒子状物質 (年平均値 : mg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No.1 (ST-6)	0.0000003591	0.0270003591
ST-2	0.0000003585	0.0270003585
<存在・供用時>		
○施設の稼働 (二酸化窒素) (年平均値 : ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0001000	0.01911000
ST-2~ST-5	0.00001312~ 0.00002742	0.00701788~ 0.00802742
(1時間値 : ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.0585	0.0705
○施設の稼働 (二酸化硫黄) (年平均値 : ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0010900	0.0020900
ST-2~ST-5	0.0001304~ 0.0002726	0.0001304~ 0.0021777
(1時間値 : ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.0585	0.0705
○施設の稼働 (浮遊粒子状物質) (年平均値 : mg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00026600	0.01826600
ST-2~ST-5	0.00003181~ 0.00006648	0.01603181~ 0.02006317
(1時間値 : mg/m ³)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.014176	0.04716
○施設の稼働 (塩化水素) (年平均値 : ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00037300	0.00137300
ST-2~ST-5	0.00004453~ 0.00009308	0.00104453~ 0.00109308
(1時間値 : ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.01784	0.01984
○施設の稼働 (水銀) (年平均値 : μg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00184471	0.01184471
ST-2~ST-5	0.00002733~ 0.00006141	0.01002733~ 0.01006141
(1時間値 : μg/m ³)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.010629	0.020629

予測結果 (大気質 (2))

○施設の稼働 (ダイオキシン類)

(年平均値 : pg-TEQ/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00066600	0.02666600
ST-2~ST-5	0.00007952~ 0.00016620	0.01116620~ 0.02107952

(1時間値 : pg-TEQ/m³)

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.035441	0.056441

○廃棄物運搬車両等の走行 (二酸化窒素)

(年平均値 : ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.000001253	0.008001253
No. 2	0.000001256	0.00801256

○廃棄物運搬車両等の走行 (浮遊粒子状物質)

(年平均値 : mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.0000005386	0.0270005386
No. 2	0.0000005378	0.0270005378

○廃棄物運搬車両等の走行 (炭化水素)

(6時~9時の年平均値 : ppmC)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1 (ST-6)	0.000004122	2.300004122
No. 2	0.000004139	2.300004139

3. 評価結果の概要

評価結果 (大気質 (1))																			
<p><工事中> ○建設機械の稼働</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 ・建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 ・建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸化窒素 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間98%値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 粉じん 粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合が小さい状況下で、粉じんの飛散による問題が生じておらず、建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画の検討、敷地境界に工事用仮囲い等を設置する等の粉じん対策を実施することで、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。 以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">粉じん</td> <td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 ・建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 ・建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等 	項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと	<p>○資材運搬等の車両の走行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 ・資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 ・資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測結果（日平均値の年間98%値、2%除外値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浮遊粒子状物質</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10 mg/m³以下</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 ・資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 ・資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等 	項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下
環境の保全に関する配慮方針																			
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 ・建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 ・建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等 																			
項目	環境保全目標																		
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下																		
項目	環境保全目標																		
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																		
環境の保全に関する配慮方針																			
<ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 ・資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 ・資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等 																			
項目	環境保全目標																		
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下																		
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下																		

評価結果（大気質（2））

<存在・供用時>

○施設の稼働（ばい煙の排出）

環境の保全に関する配慮方針

- ・排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- ・焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定した燃焼を行う。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

(1) 年平均値（年間 98%値、2%除外値）

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（年平均値）

項目	環境保全目標
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm ～0.06ppm 以下
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04 μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(2) 1 時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（1 時間値）

項目	環境保全目標
二酸化窒素	0.2ppm 以下
二酸化硫黄	0.1ppm 以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04 μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう指導する。
- ・低排出ガス型車両の導入に努める。
- ・廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど適正な走行に努める。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
炭化水素	午前 6 時～9 時の 3 時間平均 値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以 下

8-2 騒音・低周波音

1. 調査結果の概要

調査結果（環境騒音・道路交通騒音・低周波音）				
<p><環境騒音（敷地境界）> 敷地境界の等価騒音レベルと時間率騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準及び規制基準は適用されない。</p>			<p><低周波音> 既存施設の稼働時における低周波音は、G特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回っていた。</p>	
			◇G特性等価音圧レベル (dB)	
調査地点		区分	全日 0～24時	
ST-1～ST-4		平日	76～80	
		休日	72～80	
		閾値		100
			注1) G特性…1～80Hzの低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性 (ISO 7196)	
			2) 閾値とは、ISO 7196において平均的な被験者が知覚できるとされる音圧レベル。	
			<交通量>	
			No.1：市道幹2号南側区間沿道	
			No.2：市道幹2号北側区間沿道	
			交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。	
			交通量調査結果（12時間）	
調査地点		区分	交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
No.1	平日	北進	7,663	45.8
		南進	7,786	45.5
	休日	北進	5,932	57.1
		南進	5,491	56.1
No.2	平日	北進	8,262	47.0
		南進	7,738	46.6
	休日	北進	7,060	49.3
		南進	5,828	49.1
<p><環境騒音（一般環境）> 一般環境の等価騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準は適用されない。</p>				
			(L _{Aeq} : dB(A))	
調査地点	区分	昼間 6～22時	夜間 22～6時	
ST-7～ST-10	平日	57～67	52～61	
	休日	51～60	49～55	
<p><道路交通騒音> 平日と休日で大きな差はなかった。なお、ST-6は幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準を下回っており、ST-5は工業専用地域であるため、環境基準は適用されないが、ST-6と同等の結果であった。</p>				
			(L _{Aeq} : dB)	
調査地点	区分	昼間 6～22時	環境基準	
ST-5	平日	69	—	
	休日	68		
ST-6	平日	69	70	
	休日	69		
7時～19時の測定結果				

2. 予測結果の概要

予測結果（騒音・低周波音）				
<工事中>				
○建設機械の稼働（建設作業騒音）				
(dB(A))				
予測地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値	
ST-1～ST-4	73～77	74～77	85	
○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音）				
(dB(A))				
予測 地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値	
ST-5	49	69	70	
ST-6	47	69		
注1) 昼間（7時～19時：12時間）の等価騒音レベル。 2) ST-5は自主規制値、ST-6は環境基準を示す。				
<存在・供用時>				
○施設の稼働（工場騒音）				
【平日】				
(dB(A))				
予測地点	朝 6～ 8時	昼間 8～ 19時	夕 19～ 22時	夜間 22～ 6時
寄与騒音レベル ST-1～ST-4	24～ 58	24～ 58	24～ 58	24～ 58
将来騒音レベル ST-1～ST-4	58～ 61	59～ 64	56～ 61	54～ 59
自主規制値	65	70	65	60
【休日】				
(dB(A))				
予測地点	朝 6～ 8時	昼間 8～ 19時	夕 19～ 22時	夜間 22～ 6時
寄与騒音レベル ST-1～ST-4	24～ 58	24～ 58	24～ 58	24～ 58
将来騒音レベル ST-1～ST-4	52～ 59	53～ 59	51～ 59	51～ 59
自主規制値	65	70	65	60
<工事中>				
○施設の稼働（周辺地域）				
【平日】				
(dB(A))				
予測地点	昼間 6～22時	夜間 22～6時		
寄与騒音レベル ST-7～ST-10	38～55	38～55		
将来騒音レベル ST-7～ST-10	58～67	54～ <u>62</u>		
自主規制値	70	60		
注) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。				
【休日】				
(dB(A))				
予測地点	昼間 6～22時	夜間 22～6時		
寄与騒音レベル ST-7～ST-10	38～55	38～55		
将来騒音レベル ST-7～ST-10	53～61	52～58		
自主規制値	70	60		
○施設の稼働（低周波音）				
施設の稼働時における低周波音（G特性音圧レベル）は、人が感じ始める閾値（100dB）を下回り、1/3オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。				
○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）				
(L _{Aeq} : dB(A))				
予測地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値	
ST-5	平日	54	69	70
	休日		68	
ST-6	平日	54	69	
	休日		69	
注1) 昼間（7時～19時：12時間）の等価騒音レベル。 2) ST-5は自主規制値、ST-6は環境基準を示す。				

3. 評価結果の概要

評価結果（騒音・低周波音(1)）

<工事中>

○建設機械の稼働（建設作業騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設作業騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	特定建設作業騒音に係る規制基準に準じて設定した自主規制値 (L _{a5}) : 敷地境界で 85dB 以下

○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした騒音に係る環境基準及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L _{Aeq}) : (昼間) 70dB 以下 (夜間) 65dB

<存在・供用時>

○施設の稼働（工場騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

①敷地境界

将来騒音レベルの予測結果は、全ての地点で、各時間帯の自主規制値を満たしていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

②周辺地域

将来騒音レベルの予測結果は、ST-7 の平日及び休日の昼間、ST-9 の休日昼間、ST-10 の平日昼間を除き、自主規制値を超過する結果となった。しかし、自主規制値を超過した地点のうち、ST-7 の休日夜間、ST-8 の休日昼間を除いては、現況騒音レベルが自主規制値を超過している。また、現況騒音レベルから将来騒音レベルの増加量は、0～3dB と小さいことから、現況との変化は小さいと考えられる。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

評価結果（騒音・低周波音(2)）

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等に係る規制基準に準じて設定した自主規制値 (L_{A5}) 敷地境界：(朝・夕) 65dB 以下 (昼 間) 70dB 以下 (夜 間) 60dB 以下 ・環境基準に準じて設定した自主規制値 (L_{Aeq}) ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下

○施設の稼働（低周波音）

環境の保全に関する配慮方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等 	

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標とした「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づく感覚閾値、並びに建具ががたつき始める閾値を下回っており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
低周波音音圧レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・(感覚閾値) G 特性音圧レベル：100dB ・(建具ががたつき始める閾値) 1/3 オクターブバンド音圧レベル：5Hz：70dB、10Hz：73dB、20Hz：80dB、40Hz：93dB、50Hz：99dB

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 	

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通騒音の環境基準及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L _{Aeq}) ：(昼間) 70dB 以下 (夜間) 65dB 以下

8-3 振動

1. 調査結果の概要

調査結果（工場振動・道路交通振動）																																						
<p><環境振動（敷地境界）> 敷地境界の環境振動は、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による振動が要因になっているものと考えられる。 なお、振動に環境基準はなく、調査地点は工業専用地域であるため、規制基準も適用されない。</p>		<p><交通量> No.1：市道幹2号南側区間沿道 No.2：市道幹2号北側区間沿道</p> <p>交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。</p>																																				
(L ₁₀ : dB)																																						
調査地点	区分	昼間 8～19時	夜間 19～8時																																			
ST-1～ST-4	平日	30～45	<25～37																																			
	休日	<25～38	<25～34																																			
<p><道路交通振動> ST-6は要請限度を下回っており、ST-5は工業専用地域であるため、道路交通振動の要請限度は適用されないが、ST-6と同等の結果であった。</p>		<p>交通量調査結果（12時間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">調査地点</th> <th style="text-align: center;">交通量 (台/日)</th> <th style="text-align: center;">走行速度 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">No.1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">北進</td> <td style="text-align: center;">7,663</td> <td style="text-align: center;">45.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南進</td> <td style="text-align: center;">7,786</td> <td style="text-align: center;">45.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">北進</td> <td style="text-align: center;">5,932</td> <td style="text-align: center;">57.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南進</td> <td style="text-align: center;">5,491</td> <td style="text-align: center;">56.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">No.2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">北進</td> <td style="text-align: center;">8,262</td> <td style="text-align: center;">47.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南進</td> <td style="text-align: center;">7,738</td> <td style="text-align: center;">46.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">北進</td> <td style="text-align: center;">7,060</td> <td style="text-align: center;">49.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南進</td> <td style="text-align: center;">5,828</td> <td style="text-align: center;">49.1</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)	No.1	平日	北進	7,663	45.8	南進	7,786	45.5	休日	北進	5,932	57.1	南進	5,491	56.1	No.2	平日	北進	8,262	47.0	南進	7,738	46.6	休日	北進	7,060	49.3	南進	5,828	49.1
調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)																																			
No.1	平日	北進	7,663	45.8																																		
		南進	7,786	45.5																																		
	休日	北進	5,932	57.1																																		
		南進	5,491	56.1																																		
No.2	平日	北進	8,262	47.0																																		
		南進	7,738	46.6																																		
	休日	北進	7,060	49.3																																		
		南進	5,828	49.1																																		
(L ₁₀ : dB)																																						
調査地点	区分	昼間 8～19時	夜間 19～8時																																			
ST-5	平日	38	38																																			
	休日	31	32																																			
ST-6	平日	38	38																																			
	休日	38	39																																			
要請限度		65	60																																			
<p>注1) 夜間の値は、7～8時の1時間値を示した。 注2) 昼間の値は、8～19時までの各時間のL₁₀の算術平均値である。</p>																																						

2. 予測結果の概要

予測結果（振動）				
<工事中>				
○建設機械の稼働（建設作業振動）				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値	
ST-1～ST-4	58～69	58～69	75	
○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値	
ST-5	平日	3	38	70
	休日	3	38	65
ST-6	平日	5	38	65
	休日	8	38	60
注1) 夜間の予測結果は7～8時の予測値、昼間の予測結果は8～19時の毎時の予測値の算術平均値を示す。				
注2) ST-5は自主規制値、ST-6は要請限度を示す。				
<存在・供用時>				
○施設の稼働（工場騒音）				
【平日】				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	昼間	夜間		
寄与振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59		
将来振動レベル ST-1～ST-4	50～59	49～59		
自主規制値	65	60		
【休日】				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	昼間	夜間		
寄与振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59		
将来振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59		
自主規制値	65	60		
○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）				
【平日】				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値	
ST-5	昼間	20	38	70
	夜間	3	38	65
ST-6	昼間	23	38	65
	夜間	5	38	60
注1) 夜間の予測結果は7～8時の予測値、昼間の予測結果は8～19時の毎時の予測値の算術平均値を示す。				
注2) ST-5は自主規制値、ST-6は要請限度を示す。				
【休日】				
(L ₁₀ : dB)				
予測地点	寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値	
ST-5	昼間	20	31	70
	夜間	2	32	65
ST-6	昼間	24	38	65
	夜間	6	39	60
注1) 夜間の予測結果は7～8時の予測値、昼間の予測結果は8～19時の毎時の予測値の算術平均値を示す。				
注2) ST-5は自主規制値、ST-6は要請限度を示す。				

3. 評価結果の概要

評価結果（振動）																									
<p><工事中> ○建設機械の稼働（建設作業振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td> 特定建設作業振動に係る規制基準に準じて設定した自主規制値 (L₁₀) : 敷地境界で 75dB 以下 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通振動の要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	特定建設作業振動に係る規制基準に準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) : 敷地境界で 75dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 		<p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td> 道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td> 道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	特定建設作業振動に係る規制基準に準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) : 敷地境界で 75dB 以下																								
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																								
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値 (L ₁₀) ST-5（工業専用地域） :（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第 1 種住居地域） :（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																								

8-4 悪臭

1. 調査結果の概要

調査結果 (悪臭)								
<悪臭 (敷地境界及び最大着地濃度出現地点) >								
調査項目	冬季			調査項目	夏季			
	ST-1 風上	ST-2 風下	ST-3		ST-1 風上	ST-2 風下	ST-3	
調査年	令和3年	令和3年	令和3年	調査年	令和3年	令和3年	令和3年	
調査月日	2月25日	2月25日	2月25日	調査月日	8月19日	8月19日	8月19日	
採取時刻	14:37	15:03	13:57	採取時刻	14:38	13:59	15:13	
天候	晴れ	晴れ	晴れ	天候	晴れ	晴れ	晴れ	
風向 (16方位)	南東	南東	南東	風向 (16方位)	南	南東	南東	
風速 (m/s)	0.8	0.7	0.5	風速 (m/s)	0.7	0.7	0.4	
気温 (℃)	16.2	13.7	16.5	気温 (℃)	38.5	38.4	35.3	
湿度 (%)	15.4	18.3	15.3	湿度 (%)	40.7	40.8	42.6	
特定悪臭物質 (ppm)	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03
	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001
	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002
	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001
	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002
	ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009	ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソパレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003	イソパレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003
	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09
	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3
	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1
	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1
	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04
	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1
プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
官能試験	臭気指数 (臭気強度)	<10 (<10)	<10 (<10)	官能試験	臭気指数 (臭気強度)	<10 (<10)	<10 (<10)	

2. 予測結果の概要

予測結果 (悪臭)					
<p><存在・供用時></p> <p>○施設の稼働 (悪臭の漏洩)</p> <p>施設からの悪臭の漏洩を防止するため、悪臭の発生が考慮されるごみ受入ピットのシャッターは、搬入時以外は閉鎖し、プラットホーム出入口のシャッターも搬入車両出入時以外は閉鎖する。</p> <p>ごみ受入ピット及びプラットホームは、負圧構造のため、悪臭の建物外への漏洩はほとんどないと考えられる。さらに、環境保全措置に示した悪臭対策を実施することから、施設から漏洩する悪臭による環境への影響は小さいものと予測される。</p>	<p>○排気筒から排出される排ガス</p> <p>最大着地濃度出現地点は、排気筒の風下側約 770m に出現し、約 17,000 倍に希釈される。また、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成 9 年、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会) に示されている、ダイオキシン類発生防止のための燃焼温度及び時間 (850℃で 2 秒以上) を遵守する。多くの特定悪臭物質 (アンモニア、メチルメルカプタン等) の臭気は、上記燃焼温度では分解等によりなくなることが想定されることから、発生する特定悪臭物質濃度は極めて小さいと予測される。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気濃度 (臭気指数)</td> <td>0.05741 (10 未満)</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	将来予測濃度	臭気濃度 (臭気指数)	0.05741 (10 未満)
予測項目	将来予測濃度				
臭気濃度 (臭気指数)	0.05741 (10 未満)				

3. 評価結果の概要

評価結果（悪臭）							
<p><存在・供用時></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。 ・施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。 ・燃焼温度等を監視し適正な運転管理を行うことにより、安定燃焼を確保する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。 ・施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。 ・燃焼温度等を監視し適正な運転管理を行うことにより、安定燃焼を確保する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の稼働にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、ごみピット内の臭気を燃焼用空気として吸引し、また、施設停止時には脱臭装置により臭気が排出されないようにするほか、様々な悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画である。 以上により、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">臭気指数</td> <td> [敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	臭気指数	[敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。 ・施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。 ・燃焼温度等を監視し適正な運転管理を行うことにより、安定燃焼を確保する。等 							
項目	環境保全目標						
臭気指数	[敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下						

8-5 土壌

1. 調査結果の概要

調査結果（土壌）																																																																																																																																																																																							
<p>＜土壌の状況＞</p> <p>ST-1：対象事業実施区域南側 ST-2：対象事業実施区域西側</p> <p>対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準を下回っていた。</p> <p>◇土壌調査結果（ST-1） (mg/L)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td><0.001</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td><0.1</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td><0.1</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td><0.005</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td><0.0005</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td><0.0005</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>P C B</td><td><0.0005</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td><0.0004</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td><0.002</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td><0.004</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td><0.0005</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td><0.0006</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td><0.0005</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロパン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td><0.0006</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td><0.0003</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td><0.2</td><td>0.8 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td><0.1</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	分析結果	環境基準	カドミウム	<0.001	0.003 以下	全シアン	<0.1	検出されないこと	有機燐	<0.1	検出されないこと	鉛	<0.005	0.01 以下	六価クロム	<0.005	0.05 以下	砒素	<0.001	0.01 以下	総水銀	<0.0005	0.0005 以下	アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと	P C B	<0.0005	検出されないこと	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下	クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下	トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下	1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	0.002 以下	チウラム	<0.0006	0.006 以下	シマジン	<0.0003	0.003 以下	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下	ベンゼン	<0.001	0.01 以下	セレン	<0.001	0.01 以下	ふっ素	<0.2	0.8 以下	ほう素	<0.1	1 以下	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下	<p>◇土壌調査結果（ST-2） (mg/L)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td><0.001</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td><0.1</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td><0.1</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td><0.005</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td><0.0005</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td><0.0005</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>P C B</td><td><0.0005</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td><0.0004</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td><0.002</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td><0.004</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td><0.0005</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td><0.0006</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td><0.0005</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロパン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td><0.0006</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td><0.0003</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td><0.2</td><td>0.8 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td><0.1</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>◇土壌調査結果（ダイオキシン類） (pg-TEQ/g)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ST-1</td> <td>230</td> <td rowspan="2">1,000 以下</td> </tr> <tr> <td>ST-2</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	項目	分析結果	環境基準	カドミウム	<0.001	0.003 以下	全シアン	<0.1	検出されないこと	有機燐	<0.1	検出されないこと	鉛	<0.005	0.01 以下	六価クロム	<0.005	0.05 以下	砒素	<0.001	0.01 以下	総水銀	<0.0005	0.0005 以下	アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと	P C B	<0.0005	検出されないこと	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下	クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下	トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下	1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	0.002 以下	チウラム	<0.0006	0.006 以下	シマジン	<0.0003	0.003 以下	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下	ベンゼン	<0.001	0.01 以下	セレン	<0.001	0.01 以下	ふっ素	<0.2	0.8 以下	ほう素	<0.1	1 以下	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下	項目	分析結果	環境基準	ST-1	230	1,000 以下	ST-2	60
項目	分析結果	環境基準																																																																																																																																																																																					
カドミウム	<0.001	0.003 以下																																																																																																																																																																																					
全シアン	<0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
有機燐	<0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
鉛	<0.005	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
六価クロム	<0.005	0.05 以下																																																																																																																																																																																					
砒素	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
総水銀	<0.0005	0.0005 以下																																																																																																																																																																																					
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
P C B	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下																																																																																																																																																																																					
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下																																																																																																																																																																																					
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下																																																																																																																																																																																					
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下																																																																																																																																																																																					
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下																																																																																																																																																																																					
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下																																																																																																																																																																																					
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
チウラム	<0.0006	0.006 以下																																																																																																																																																																																					
シマジン	<0.0003	0.003 以下																																																																																																																																																																																					
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下																																																																																																																																																																																					
ベンゼン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
セレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
ふっ素	<0.2	0.8 以下																																																																																																																																																																																					
ほう素	<0.1	1 以下																																																																																																																																																																																					
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下																																																																																																																																																																																					
項目	分析結果	環境基準																																																																																																																																																																																					
カドミウム	<0.001	0.003 以下																																																																																																																																																																																					
全シアン	<0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
有機燐	<0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
鉛	<0.005	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
六価クロム	<0.005	0.05 以下																																																																																																																																																																																					
砒素	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
総水銀	<0.0005	0.0005 以下																																																																																																																																																																																					
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
P C B	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																					
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下																																																																																																																																																																																					
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下																																																																																																																																																																																					
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下																																																																																																																																																																																					
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下																																																																																																																																																																																					
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下																																																																																																																																																																																					
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下																																																																																																																																																																																					
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																																																																																					
チウラム	<0.0006	0.006 以下																																																																																																																																																																																					
シマジン	<0.0003	0.003 以下																																																																																																																																																																																					
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下																																																																																																																																																																																					
ベンゼン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
セレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																																																																																					
ふっ素	<0.2	0.8 以下																																																																																																																																																																																					
ほう素	<0.1	1 以下																																																																																																																																																																																					
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下																																																																																																																																																																																					
項目	分析結果	環境基準																																																																																																																																																																																					
ST-1	230	1,000 以下																																																																																																																																																																																					
ST-2	60																																																																																																																																																																																						
<p>＜土地利用の履歴＞</p> <p>ST-1：対象事業実施区域、ST-2～5：周辺地域（大気質調査地点と同じ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">土地利用の履歴（空中写真による確認結果：対象事業実施区域）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ST-1</td> <td>1969年：荒地、1980年：荒地、1990年：工場、1999年：工場、2002年：工場</td> </tr> <tr> <td>ST-2</td> <td>1960年：民家、1969年：民家、1974年：民家、1986年：民家、1999年：民家</td> </tr> <tr> <td>ST-3</td> <td>1960年：民家、1975年：民家、1986年：民家、1999年：民家</td> </tr> <tr> <td>ST-4</td> <td>1960年：農耕地、1969年：農耕地、1990年：民家及び農耕地、2002年：民家及び農耕地</td> </tr> <tr> <td>ST-5</td> <td>1960年：農耕地、1974年：民家及び農耕地、1986年：民家及び農耕地、1999年：民家及び農耕地</td> </tr> </tbody> </table>			土地利用の履歴（空中写真による確認結果：対象事業実施区域）		ST-1	1969年：荒地、1980年：荒地、1990年：工場、1999年：工場、2002年：工場	ST-2	1960年：民家、1969年：民家、1974年：民家、1986年：民家、1999年：民家	ST-3	1960年：民家、1975年：民家、1986年：民家、1999年：民家	ST-4	1960年：農耕地、1969年：農耕地、1990年：民家及び農耕地、2002年：民家及び農耕地	ST-5	1960年：農耕地、1974年：民家及び農耕地、1986年：民家及び農耕地、1999年：民家及び農耕地																																																																																																																																																																									
土地利用の履歴（空中写真による確認結果：対象事業実施区域）																																																																																																																																																																																							
ST-1	1969年：荒地、1980年：荒地、1990年：工場、1999年：工場、2002年：工場																																																																																																																																																																																						
ST-2	1960年：民家、1969年：民家、1974年：民家、1986年：民家、1999年：民家																																																																																																																																																																																						
ST-3	1960年：民家、1975年：民家、1986年：民家、1999年：民家																																																																																																																																																																																						
ST-4	1960年：農耕地、1969年：農耕地、1990年：民家及び農耕地、2002年：民家及び農耕地																																																																																																																																																																																						
ST-5	1960年：農耕地、1974年：民家及び農耕地、1986年：民家及び農耕地、1999年：民家及び農耕地																																																																																																																																																																																						

2. 予測結果の概要

予測結果（土壌）			
<p><存在・供用時> ○施設の稼働</p> <p>土壌の調査結果によると、対象事業実施区域内における土壌中のダイオキシン類の濃度は「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を下回っていた。また、周辺地域の予測地点における土地利用の履歴では、1960年代から近年まで民家や農耕地として利用されており、土壌汚染の原因となるような事業活動は営まれていない。このことから予測地点における土壌汚染の汚染のおそれは少ないと推測される。</p> <p>ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果（寄与濃度）は、すべての地点（ST-2～ST-5）及び最大着地濃度出現地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。</p> <p>以上により、施設の稼働に伴い排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、周辺地域における土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。</p>	○ダイオキシン類（大気質）		
	予測地点	ばい煙の排出による寄与濃度（pg-TEQ/m ³ ）	将来予測濃度（pg-TEQ/m ³ ）
	最大着地濃度出現地点	0.00065500	0.02665500
	周辺地域予測地点（ST-2～ST-5）	0.00007927～0.00016580	0.01116580～0.02107927
<p>注）「ばい煙の排出による寄与濃度」は、施設からの寄与濃度を示したものであり、それにバックグラウンド濃度を加算して、将来予測濃度を示している。</p>			

3. 評価結果の概要

評価結果（土壌）							
<p><存在・供用時> ○施設の稼働</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。 排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。 施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。 排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。 施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。 	<p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>周辺地域における調査結果によると、全ての調査地点でダイオキシン類による土壌汚染のおそれは少ないと推測され、施設が稼働した場合の影響については、排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類が、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。</p> <p>以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌</td> <td>「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	土壌	「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」
	環境の保全に関する配慮方針						
	<ul style="list-style-type: none"> 施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。 排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。 施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。 						
項目	環境保全目標						
土壌	「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」						

8-6 動物

1. 調査結果の概要

調査結果（動物）																									
<p><動物相> 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。</p> <p>○動物相の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>3目5科5種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>10目21科30種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目2科2種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目2科2種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>14目97科243種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	3目5科5種	鳥類	10目21科30種	爬虫類	1目2科2種	両生類	1目2科2種	昆虫類	14目97科243種	<p><保全すべき種> 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>○注目すべき種の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>0種（該当なし）</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>2目2科2種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目2科2種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>0種（該当なし）</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>4目4科4種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	0種（該当なし）	鳥類	2目2科2種	爬虫類	1目2科2種	両生類	0種（該当なし）	昆虫類	4目4科4種
項目	確認種数																								
哺乳類	3目5科5種																								
鳥類	10目21科30種																								
爬虫類	1目2科2種																								
両生類	1目2科2種																								
昆虫類	14目97科243種																								
項目	確認種数																								
哺乳類	0種（該当なし）																								
鳥類	2目2科2種																								
爬虫類	1目2科2種																								
両生類	0種（該当なし）																								
昆虫類	4目4科4種																								

2. 予測結果の概要

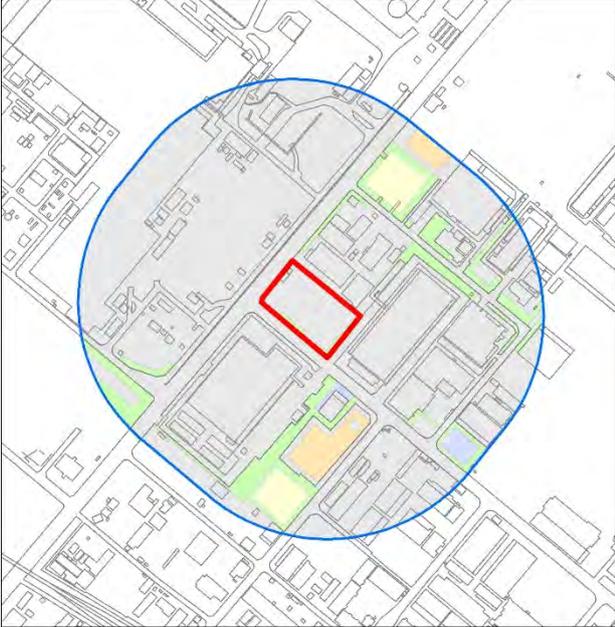
予測結果（動物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○生息環境の消失 保全すべき動物種のうち、対象事業実施区域内で確認されたのは、上空を通過したハヤブサのみであった。ハヤブサの営巣適地は高層建造物や崖の岩棚などであることから当地を繁殖地に選定されることは考えにくい。 以上のことから、生息地の消失または生息環境の減少による影響は極めて少ないと予測された。</p>	<p>○移動経路の分断、騒音・振動、光環境の変化 低減措置として、工事中では使用建設機械及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動の発生抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。 代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせる多層構造となるように植樹する。 以上のことから、生息環境への影響は、極めて小さいと予測された。</p>

3. 評価結果の概要

評価結果（動物）							
<p><工事中・存在・供用時> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設が存在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 	<p>されるものと評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせる多層構造となるように植樹する計画であり、動物の生息環境が創出されると考えられる。 保全すべき動物種の生息環境の質的变化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物</td> <td>「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	動物	「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 							
項目	環境保全目標						
動物	「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」						

8-7 植物

1. 調査結果の概要

調査結果（植物）															
<p><植物相> 調査地域内において、74科 212種の植物が確認された。</p> <p><植生> 調査地域の植生図は、下図に示すとおりであった。</p>  <p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 対象事業実施区域</td> <td><植生図凡例></td> </tr> <tr> <td> 対象事業実施区域から250m</td> <td> 工場・公園樹林地</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 低基草地</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ヨシ群落</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 開放水域</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 造成地</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 人工構造物</td> </tr> </table> <p>1:4,000</p> <p>0 25 50 100 150 200 m</p>	 対象事業実施区域	<植生図凡例>	 対象事業実施区域から250m	 工場・公園樹林地		 低基草地		 ヨシ群落		 開放水域		 造成地		 人工構造物	<p><保全すべき種> 現地調査で確認された種のうち、保全すべき種に該当する種はなかった。</p>
 対象事業実施区域	<植生図凡例>														
 対象事業実施区域から250m	 工場・公園樹林地														
	 低基草地														
	 ヨシ群落														
	 開放水域														
	 造成地														
	 人工構造物														

2. 予測結果の概要

予測結果（植物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○生育環境の消失 工事中は、群落の消失や生育環境の面積減少といった直接的な影響が想定されるが、存在・供用時は、在来種を中心に植栽され、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することから、影響は小さいと予測された。 なお、現地調査で確認された種のうち、保全すべき種に該当する種はなかった。</p>	<p>○光環境の変化 工事中は、夜間において照明による光環境の変化はないか、あっても極めて小さいと考えられ、存在・供用時は高層建築物の建設予定はなく、高所からの照明による影響は想定されない。 また、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、対象事業実施区域内の照明による植物の生育環境への影響は極めて小さいと予測された。</p>

3. 評価結果の概要

評価結果（植物）							
<p><工事中、存在・供用時> ○造成等の工事、施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 事業の実施により現存する植生や群落の一時的な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。 以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施及び施設の存在に伴い、現存する植生や群落の一時的な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、植物種への影響の低減（代償）が期待できることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">植物</td> <td style="text-align: center;">「植生及び群落の生育環境を保全すること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	植物	「植生及び群落の生育環境を保全すること」
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等 							
項目	環境保全目標						
植物	「植生及び群落の生育環境を保全すること」						

8-8 生態系

1. 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
<p><着目種の抽出状況> 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。</p> <p>○着目種の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>着目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>モズ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>ニホンカナヘビ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>ギンヤンマ</td> </tr> </tbody> </table> <p><着目種の確認状況> ・モズ 低地の集落周辺の林、河原や農耕地、公園、広い庭等にみられる。両生爬虫類や昆虫類、時には小鳥も追う。 現地調査では、各公園や調整池周辺にて高鳴きする姿が多くみられた。現地調査でみられた両生爬虫類や昆虫類が餌資源として機能することから、上位性を示す種として選定する。</p>	区分	着目種	上位性	モズ	典型性	ニホンカナヘビ	特殊性	ギンヤンマ	<p>・ニホンカナヘビ 低地から山地にかけて広範囲に生息するが、低地や丘陵地で多く見られる。草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・ギンヤンマ 平地から低山地の開放的な池沼、湿地、河川の淀みなどにみられる。開水面上でホバリングを交えて縄張り飛翔する。移動力が大きく、様々な水域に出現する。 現地調査では、調整池内で縄張りを形成したり、公園内を飛翔する個体が確認された。調査範囲内でのごく限られた場所が水域となっていることから特殊性を示す種として選定する。</p>
区分	着目種								
上位性	モズ								
典型性	ニホンカナヘビ								
特殊性	ギンヤンマ								

2. 予測結果の概要

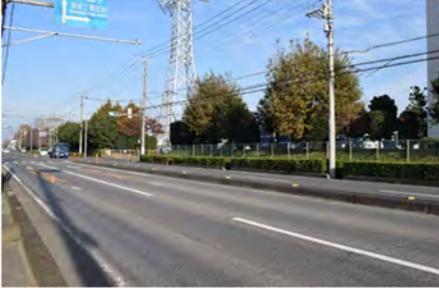
予測結果（生態系）	
<p>＜工事中、存在・供用時＞ ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在 予測地域（対象事業実施区域から250m）の大部分は工場地帯など人工構造物（26.32ha、87.44%）の環境類型区分であり、次いで樹林地（公園・工場樹林地）が7.21%を占めている。対象事業実施区域外に草地の典型性を示すメヒシバ群落等が存在し、対象事業実施区域周辺においてニホンカナヘビ、ギンヤンマ等が確認された。これらを捕食する上位種としてモズが広く生息していた。</p> <p>これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により質が変化すると予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ニホンカナヘビやヒガシニホントカゲ等の近隣の生息場を移動しながら個体群を維持している種に対して、移動経路の分断による影響が一時的に生じ、それらを餌とするモズの生息状況が呼応するように若干の変化が予測される。なお、騒音・振動の変化による間接的な影響による生息環境の質的变化が予測される。水域としての調整池は改変が無く、対象事業実施区域からも一定距離があることから、ギンヤンマの生息環境に変化は極めて小さいと考えられる。一方、光環境や水質の変化による生息・生育環境への影響に関しては極めて小さい、またはないと考えられる。</p> <p>・モズ 確認地点は、中折之口公園・松原公園に隣接する調整池周辺であった。対象事業実施区域に隣接した場所であり、直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。</p> <p>ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減される。確認地点が改変の無い公園及び調整池ということもあり、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。</p>	<p>・ニホンカナヘビ 確認地点は、対象事業区域外の街路樹及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。</p> <p>ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。</p> <p>・ギンヤンマ 確認地点は、対象事業区域外の調整池及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。</p> <p>ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。</p>

3. 評価結果の概要

評価結果（生態系）							
<p><工事中、存在・供用時> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないように工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 着目種を中心とする対象事業実施区域内の動物、植物及び生態系にとって最も影響の大きい、生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、対象事業実施区域の環境を事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、特別な回避及び低減措置、最小化の必要性は低いと判断された。 低減措置として、工事中では使用建設機械及び資材運搬等の車両からの騒音・振動の発生抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。 代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植栽することで、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、生息環境が創出されると考えられる。 また、近隣で生息確認されており上位種に設定したモズについては、本種の移動能力の大きさ、使用建設機械の配慮、資材運搬等の車両の運行管理や緑地整備等の回避、低減及び代償措置の実施等により、予測地域における生息環境への影響を低減できるとともに、本着目種を上位種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。 以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の整備及びそれに伴う動物の生息環境の創出により代償されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないように工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施及び施設の存在に伴い、樹林地の環境の一部が消失する。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。 着目種等の生息・生育環境の質的变化に対しては環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、着目種等への影響の低減（代償）が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生態系</td> <td>「着目種の生息・生育環境を保全すること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	生態系	「着目種の生息・生育環境を保全すること」
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないように工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等 							
項目	環境保全目標						
生態系	「着目種の生息・生育環境を保全すること」						

8-9 景観

1. 調査結果の概要

調査結果（景観）	
<p><眺望景観> 調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ST-1：対象事業実施区域北西 対象事業実施区域からの距離：約 100m  <p>近景は、市道幹 2 号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ST-2：対象事業実施区域南西 対象事業実施区域からの距離：約 100m  <p>近景は、市道幹 2 号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ST-3：対象事業実施区域南東 対象事業実施区域からの距離：約 230m  <p>近景は、市道幹 I-120 号及び隣事業所の建物、植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ ST-4：対象事業実施区域北東 対象事業実施区域からの距離：約 180m  <p>近景は、隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に隣接事業所の建物が確認される。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ST-5：松原公園 対象事業実施区域からの距離：約 200m  <p>近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ST-6：中林公園 対象事業実施区域からの距離：約 330m  <p>近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物が確認される。</p>

調査結果 (景観)

- ・ ST-7 : 中折之口公園
対象事業実施区域からの距離 : 約 300m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物が確認される。

- ・ ST-8 : 深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近
対象事業実施区域からの距離 : 約 540m



近景は、市道幹 2 号及び工業団地の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。

- ・ ST-9 : 深谷市折之口 399-1 付近
対象事業実施区域からの距離 : 約 910m



近景は、畑地で構成されており、中景に工業団地の植栽帯が確認される。

- ・ ST-10 : 上柴中央公園
対象事業実施区域からの距離 : 約 1,500m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。

- ・ ST-11 : 熊谷市文化創造館さくらめいと
対象事業実施区域からの距離 : 約 3,000m



近景は、施設の植栽帯で構成されており、中景に水田及び住宅地が確認される。

- ・ ST-12 : 道の駅かわもと
対象事業実施区域からの距離 : 約 1,900m



近景は、施設の駐車場で構成されており、中景に畑地及び住宅地が確認される。

- ・ ST-13 : 仙元山公園
対象事業実施区域からの距離 : 約 2,200m



近景は、施設の敷地で構成されており、中景に施設の植栽帯が確認される。

2. 予測結果の概要

予測結果（景観）

<存在・供用時>

○施設の存在（眺望景観）

・ST-1：対象事業実施区域北西



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-2：対象事業実施区域南西



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-3：対象事業実施区域南東



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-4：対象事業実施区域北東



施設が沿道から僅かに視認できるようになる。大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-5：松原公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-6：中林公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

予測結果（景観）

・ST-7：中折之口公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-8：深谷市上柴町東6丁目13-5付近



対象事業実施区域は手前の電信柱等の構造物や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

・ST-9：深谷市折之口399-1付近



施設の左側事務所棟が視認できるようになるが、その他は手前の樹木や事業所の構造物等に遮られる。対象事業実施区域から約910m離れていることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-10：上柴中央公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる。また、計画地から約1,500m離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ST-11：熊谷市文化創造館さくらめいと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約3,000m離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ST-12：道の駅かわもと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約1,900m離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ST-13：仙元山公園



対象事業実施区域は手前の手前の樹林に遮られる。また、計画地から約2,200m離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

3. 評価結果の概要

評価結果（景観）							
<p><工事中、存在・供用時> ○施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">景観</td> <td style="text-align: center;">「周辺の景観との調和が図られること」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	景観	「周辺の景観との調和が図られること」
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。等 							
項目	環境保全目標						
景観	「周辺の景観との調和が図られること」						

8-10 自然とのふれあいの場

1. 調査結果の概要

調査結果（自然とのふれあいの場）	
<p><自然とのふれあいの場の概況> ST-1：松原公園</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の北東側約 200m の地点に位置する。 ・ベンチ、遊具（ブランコ、砂場、鉄棒）、水道が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。 	<p>ST-2：中折之口公園</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南東側約 300m の地点に位置する。 ・ベンチ、東屋、水道、トイレが設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。

2. 予測結果の概要

予測結果（自然とのふれあいの場）	
<p>○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行</p> <p>・自然とのふれあいの場の利用環境の状況 建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標に適合する結果であった。</p> <p>以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。</p> <p>・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害の状況 資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の主な走行ルート（市道幹 2 号の南側区間及び北側区間）は、現地調査結果によると、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと重なることから、交通手段の阻害による影響のおそれが考えられる。しかし、以下に示すような状況が考えられることから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資材運搬等の車両の主な走行ルートの交通量の増加割合は、0.6%と少ない。 ② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。 ③ 工事の実施に際して、対象事業実施区域周辺地域において、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）を行う計画はない。 	<p>④ 自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、直接的な影響を及ぼすような計画はない。</p> <p><存在・供用時> ○施設の存在</p> <p>・自然とのふれあいの場の利用環境の状況 施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭及び土壌の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。</p> <p>施設の存在に伴う動物、植物、生態系、眺望景観、日照及び電波障害の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。</p> <p>以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。</p>

3. 評価結果の概要

評価結果（自然とのふれあいの場）																	
<p><工事中、存在・供用時> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の障害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の障害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然とのふれあいの場</td> <td>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 		項目	環境保全目標	自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」	<p><存在・供用時> ○施設の存在・施設の稼働</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然とのふれあいの場</td> <td>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 		項目	環境保全目標	自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」
環境の保全に関する配慮方針																	
<ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 																	
項目	環境保全目標																
自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」																
環境の保全に関する配慮方針																	
<ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 																	
項目	環境保全目標																
自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」																

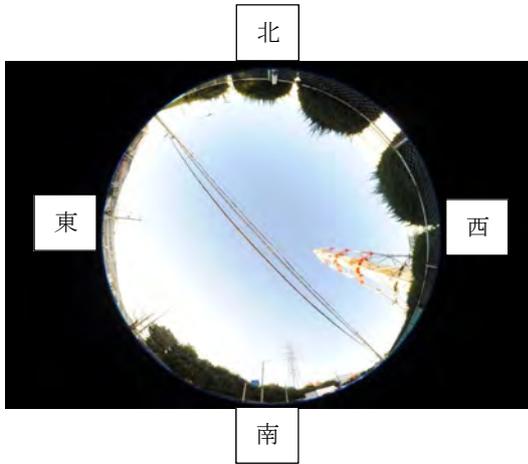
8-11 日照阻害

1. 調査結果の概要

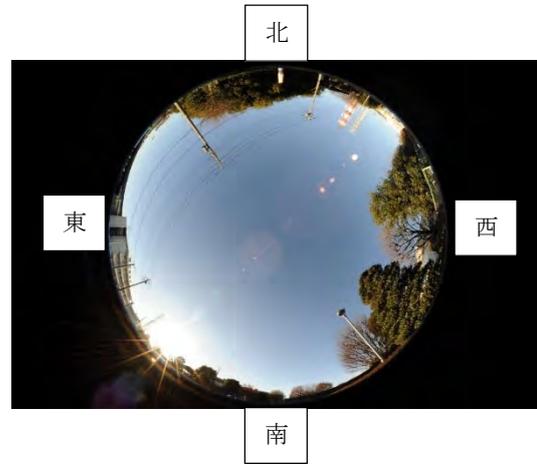
調査結果（日照阻害）

<天空写真（8時）>

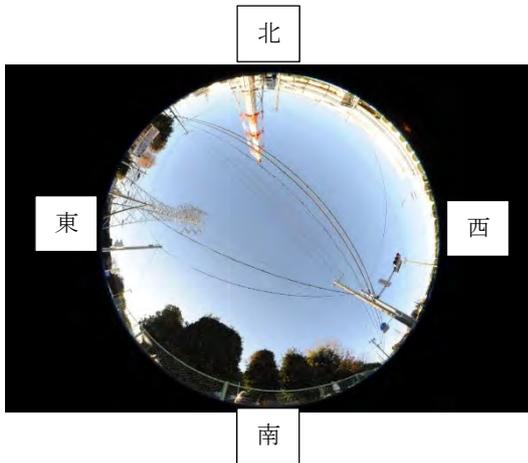
・ST-1：北西



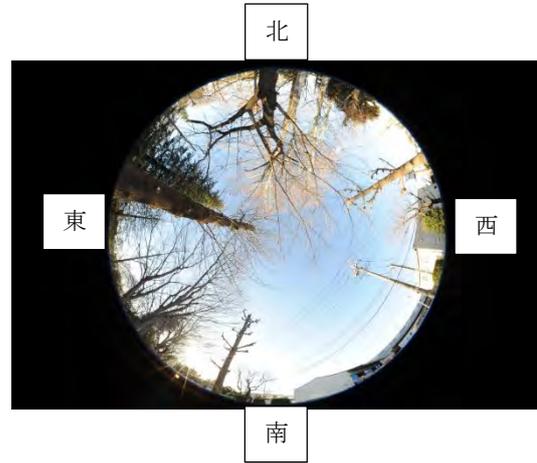
・ST-3：南



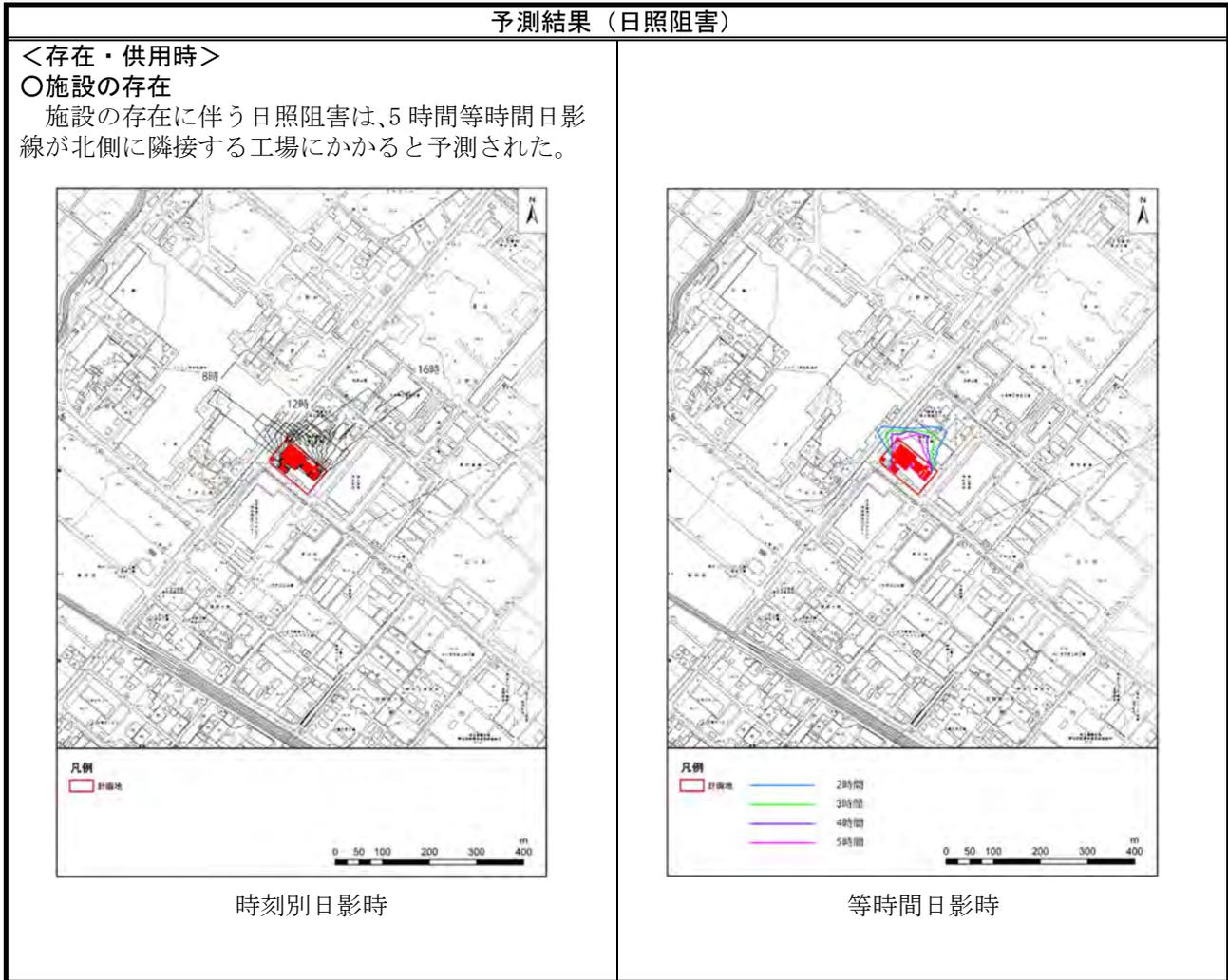
・ST-2：西



・ST-4：北



2. 予測結果の概要



3. 評価結果の概要

評価結果（日照障害）							
<p><存在・供用時> ○施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日影による影響が、可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び排気筒の配置等に配慮した施設計画とする。 ・敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺住宅等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 施設の存在にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、日照障害への影響は低減されることが考えられる。 以上により、施設の存在に伴う日照障害の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日影による影響が、可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び排気筒の配置等に配慮した施設計画とする。 ・敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺住宅等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在に伴う日照障害は、5時間等時間日影線が北側に隣接する工場にかかることとなるが、この部分は駐車場、工場棟であり生活環境への大きな影響はないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日照障害</td> <td>「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	日照障害	「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・日影による影響が、可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び排気筒の配置等に配慮した施設計画とする。 ・敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺住宅等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 							
項目	環境保全目標						
日照障害	「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」						

8-12 電波障害

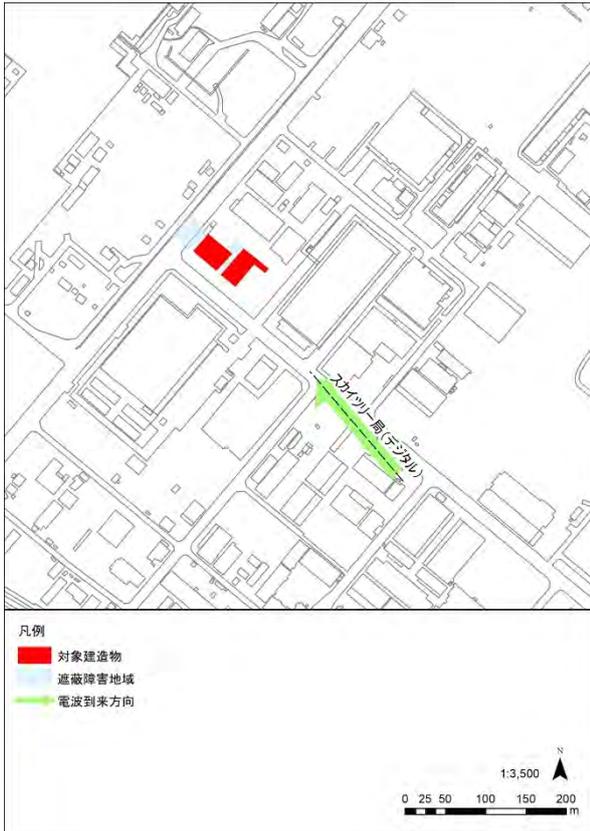
1. 調査結果の概要

調査結果（電波障害）																	
<p><電波の発信状況> ◇地上デジタル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>送信局</th> <th>放送局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児玉局</td> <td>NHK 総合、NHK 教育</td> </tr> <tr> <td>前橋局</td> <td>NHK 総合、NHK 教育</td> </tr> <tr> <td>東京スカイツリー</td> <td>NHK 総合、NHK 教育</td> </tr> </tbody> </table>		送信局	放送局名	児玉局	NHK 総合、NHK 教育	前橋局	NHK 総合、NHK 教育	東京スカイツリー	NHK 総合、NHK 教育	<p>◇衛星放送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>送信局</th> <th>衛星放送の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BS 放送</td> <td>BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、JCSAT-110R</td> </tr> <tr> <td>CS 放送</td> <td>N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B</td> </tr> </tbody> </table>		送信局	衛星放送の名称	BS 放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、JCSAT-110R	CS 放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B
送信局	放送局名																
児玉局	NHK 総合、NHK 教育																
前橋局	NHK 総合、NHK 教育																
東京スカイツリー	NHK 総合、NHK 教育																
送信局	衛星放送の名称																
BS 放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、JCSAT-110R																
CS 放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B																

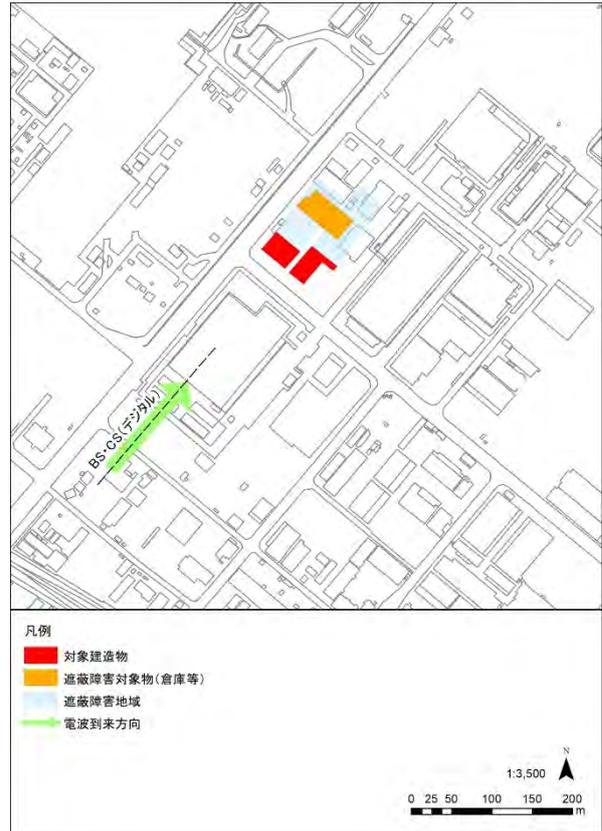
2. 予測結果の概要

予測結果（電波障害(1)）	
<p><存在・供用時> ○施設の存在 施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下図に示す。</p> <p>地上デジタル放送電波障害の予測範囲（児玉局）</p>	<p>地上デジタル放送電波障害の予測範囲（前橋局）</p>

予測結果（電波障害(2)）



地上デジタル放送電波障害の予測範囲（スカイッー局）



衛生放送電波障害の予測範囲（BS、CS）

3. 評価結果の概要

評価結果（電波障害）

<存在・供用時>

○施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び排気筒の高さ、配置等に配慮する。
- ・受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、共同受信施設設置など適切な対策を実施する。

1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、工業団地内であり、住宅等の生活関連施設は存在しない。遮蔽障害の可能性のある工場棟に関しても、障害局とは異なる局にて受信しているため、正常に受信できると予測された。

以上により、周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
電波障害	「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」

8-13 廃棄物等

1. 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）																																														
<p><工事中> ○造成等の工事（廃棄物） 工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。</p> <p>廃棄物の排出量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>排出量(t)</th> <th>リサイクル率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">99%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td style="text-align: center;">900</td> <td style="text-align: center;">99%以上</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず・陶器くず</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">90%以上</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">90%以上</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">99%以上</td> </tr> <tr> <td>木くず（建設発生木材）</td> <td style="text-align: center;">208</td> <td style="text-align: center;">99%以上</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td style="text-align: center;">348</td> <td style="text-align: center;">75%以上</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○造成等の工事（残土） 掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（平成14年埼玉県条例第64号）に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。</p> <p>残土量 (m³)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>掘削発生土量</th> <th>場内利用土量</th> <th>場外搬出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">14,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率	アスファルト	69	99%以上	コンクリート塊	900	99%以上	ガラスくず・陶器くず	350	90%以上	廃プラスチック	105	90%以上	金属くず	100	99%以上	木くず（建設発生木材）	208	99%以上	建設混合廃棄物	348	75%以上	石膏ボード	10	-	掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量	14,000	6,000	8,000	<p><存在・供用時> ○施設の稼働 施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、下表に示すとおりである。 なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。</p> <p>廃棄物等の年間排出量 (t/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>排出量</th> <th>処分方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td style="text-align: center;">5,584</td> <td>再資源化又は管理型最終処分</td> </tr> <tr> <td>飛灰</td> <td style="text-align: center;">4,821</td> <td>再資源化又は管理型最終処分</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">10,405</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	排出量	処分方法	焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分	飛灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分	合計	10,405	
廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率																																												
アスファルト	69	99%以上																																												
コンクリート塊	900	99%以上																																												
ガラスくず・陶器くず	350	90%以上																																												
廃プラスチック	105	90%以上																																												
金属くず	100	99%以上																																												
木くず（建設発生木材）	208	99%以上																																												
建設混合廃棄物	348	75%以上																																												
石膏ボード	10	-																																												
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量																																												
14,000	6,000	8,000																																												
廃棄物の種類	排出量	処分方法																																												
焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分																																												
飛灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分																																												
合計	10,405																																													

2. 評価結果の概要

評価結果（廃棄物等）													
<p><工事中> ○造成等の工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。 なお、残土については、可能な範囲で場内利用し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用する計画である。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 	項目	環境保全目標	廃棄物等	「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること	<p><存在・供用時> ○施設の稼働</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">環境保全措置</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん（飛灰）として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。 以上により、施設の稼働に伴う廃棄物（流動媒体及び飛灰）の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 	項目	環境保全目標	廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」
環境の保全に関する配慮方針													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 													
項目	環境保全目標												
廃棄物等	「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること												
環境保全措置													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 													
項目	環境保全目標												
廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」												

8-14 温室効果ガス等

1. 予測結果の概要

予測結果（温室効果ガス等）	
<p><工事中> ○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行 建設機械の稼働に伴う工事期間中の温室効果ガスの総排出量は、937t-CO₂と予測された。</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの工事期間中における総排出量は、282t-CO₂と予測された。</p>	<p><存在・供用時> ○施設の稼働 施設の稼働に伴う年間の温室効果ガス総排出量は、89,068t-CO₂/年、削減量は11,227t-CO₂/年と予測された。</p> <p>○廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物運搬車両等の走行に伴う年間の温室効果ガスの総排出量は、2,645t-CO₂と予測された。</p>

2. 評価結果の概要

評価結果（温室効果ガス等(1)）													
<p><工事中> ○建設機械の稼働 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 </td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 ○建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>○資材運搬等の車両の走行 資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の走行に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> </p></p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 ○建設機械の稼働 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標 	項目	環境保全目標	温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標
環境の保全に関する配慮方針													
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 													
環境の保全に関する配慮方針													
<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 													
項目	環境保全目標												
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標 												
項目	環境保全目標												
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標 												

評価結果（温室効果ガス等(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・省エネルギー設備の導入について検討する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。等

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。

1 影響の回避・低減の観点

○施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の運転時の配慮等により、排出量の削減に努めることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。
また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行うことにより、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割等に寄与する。
以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の建築主が講ずるよう努めなければならない措置

○廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。
また、アイドリングストップ等を行うなど、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割等に寄与する。
以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の建築主が講ずるよう努めなければならない措置

第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。

第10章 事後調査の計画

10-1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 10-1-1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、対象事業実施区域の周辺は工業団地となることから、事後調査を実施する項目の選定については、生活環境への影響を中心に検討した。

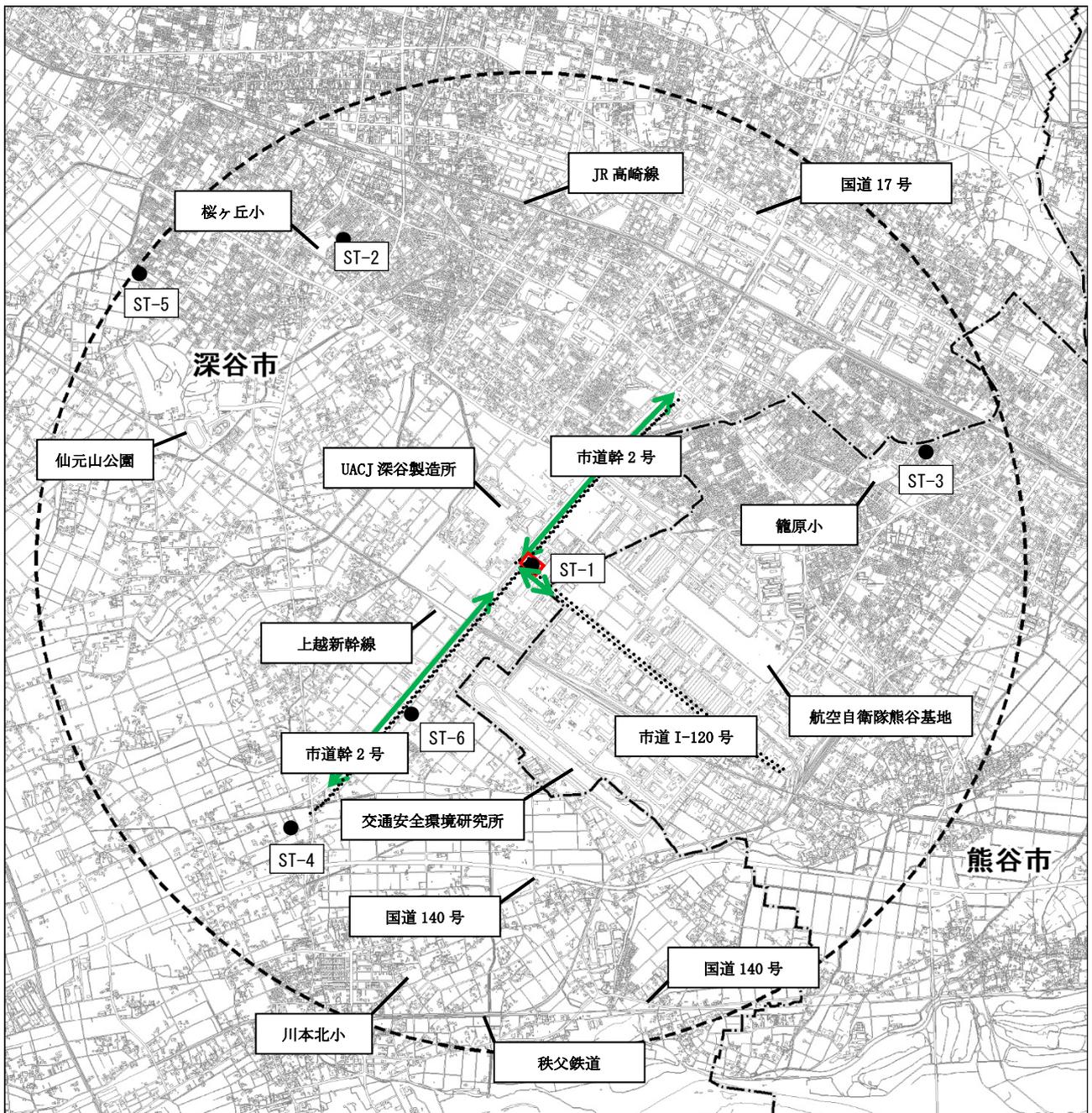
表 10-1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	×
土壌	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
動物	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
生態系	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
景観	存在・供用時	施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の使用	×
		施設の稼働	×
日照障害	存在・供用時	施設の使用	×
電波障害	存在・供用時	施設の使用	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注) 「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

10-2 事後調査の調査地点

事後調査を実施する大気質、騒音、振動、景観の調査地点は、図 10-2-1(1)～図 10-2-1(7)に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

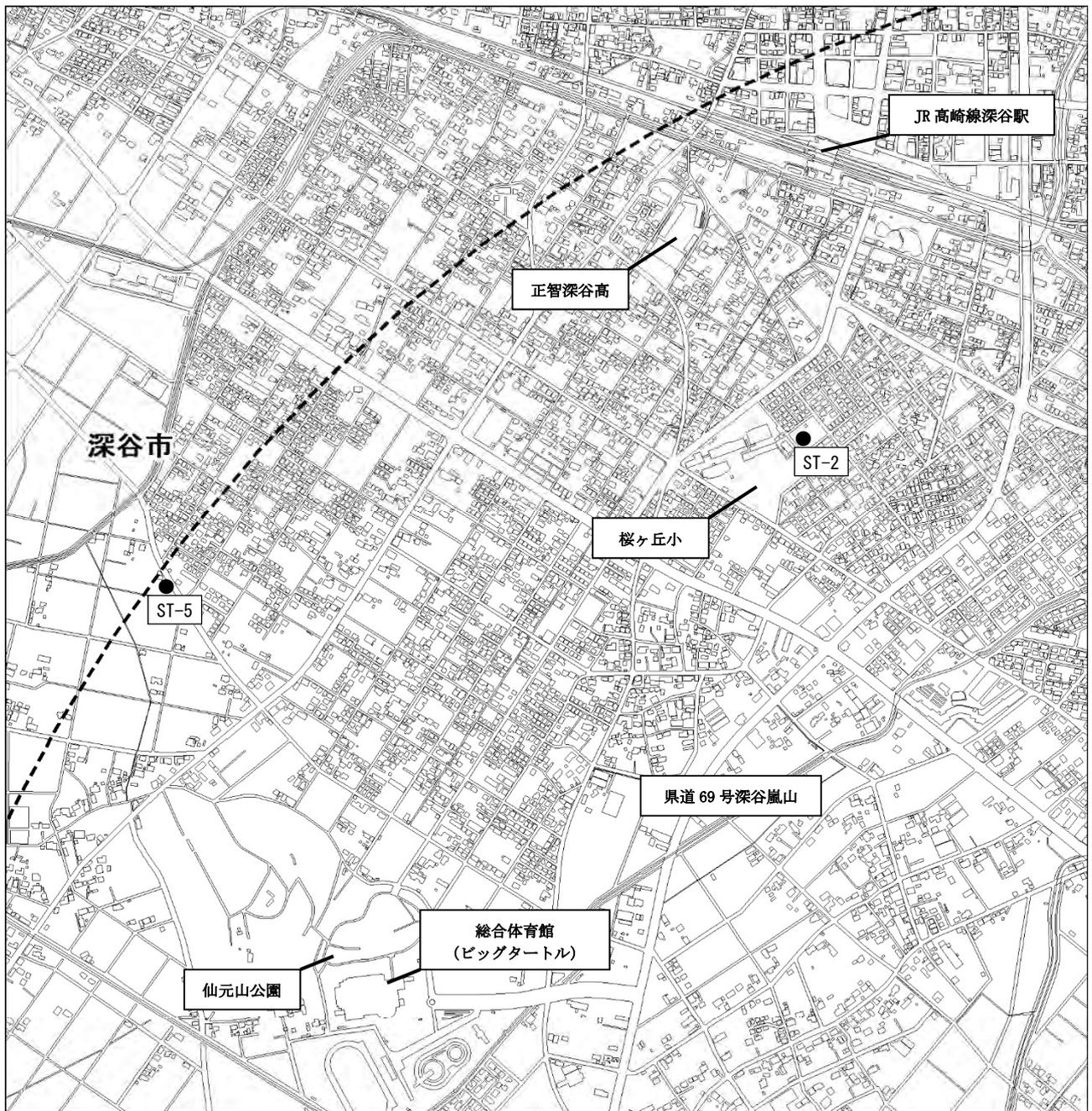
- : 調査地点 (ST-1~ST-6)
- ↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 10-2-1(1) 大気質の調査地点 (環境大気、沿道大気、交通量等、気象の状況)



凡例

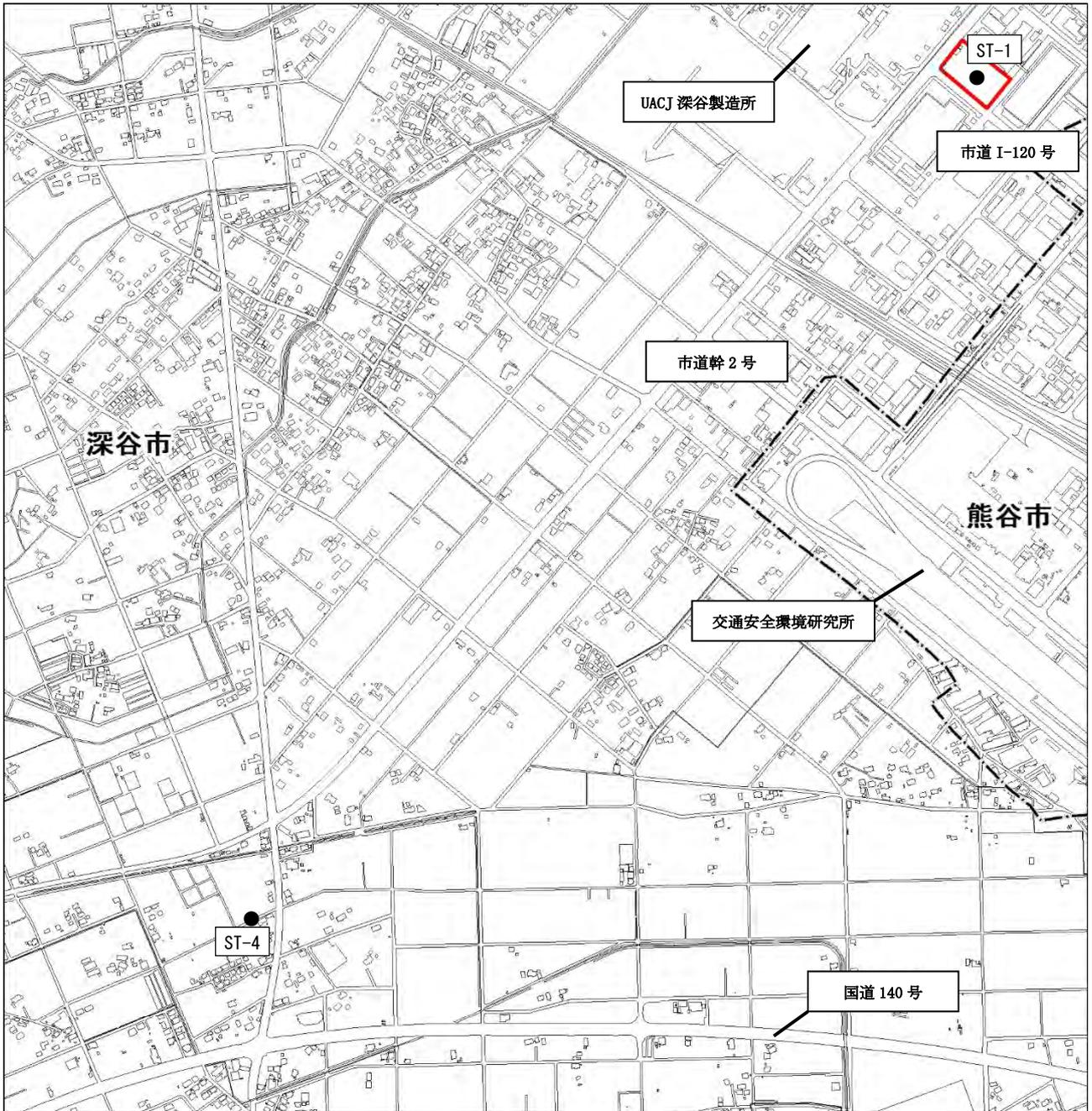
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- : 調査地点 (ST-2、ST-5)

1:10,000

0 75 150 300 450 600 m



図 10-2-1(2) 大気質の調査地点 (環境大気)



凡例

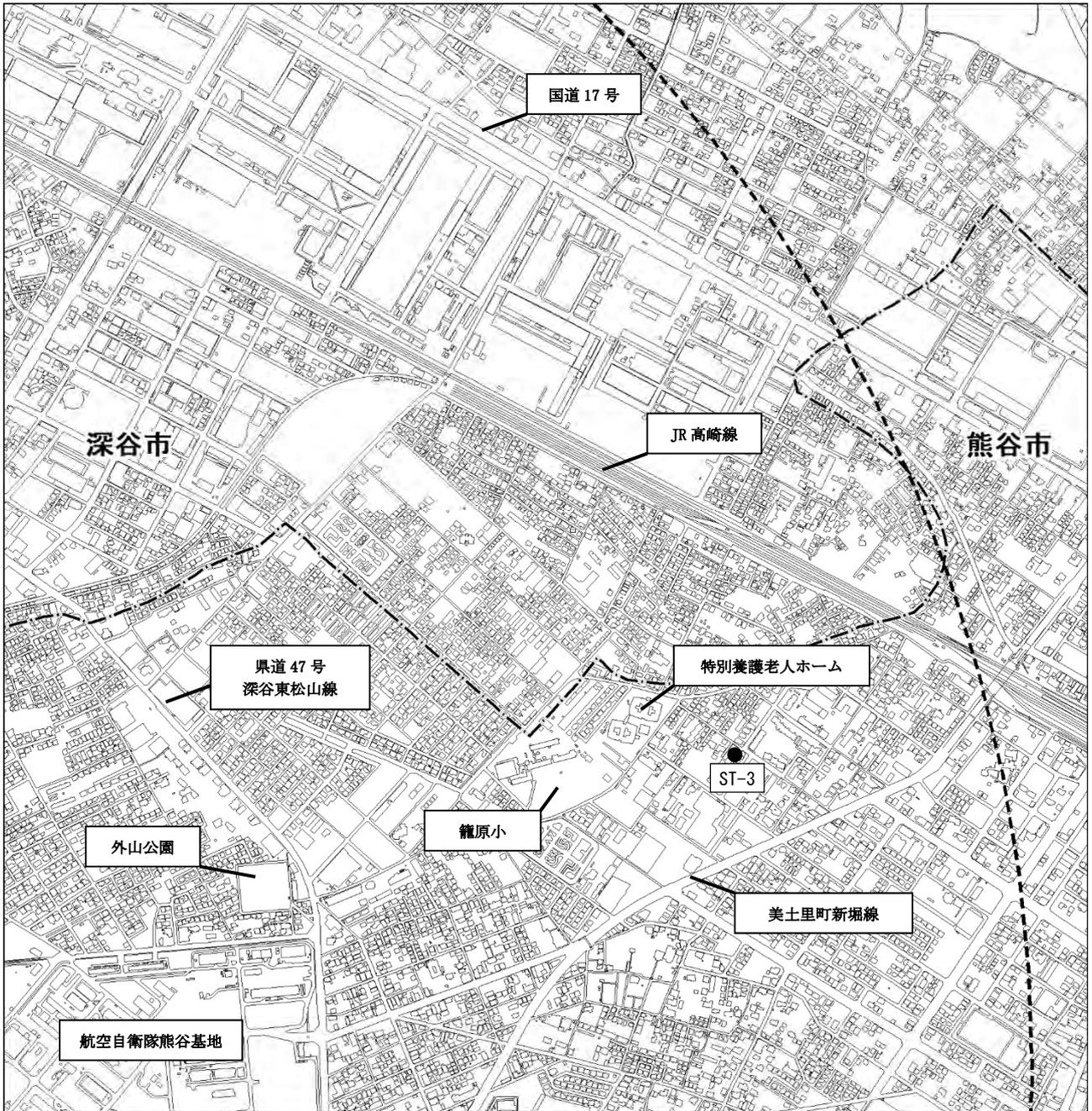
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- : 調査地点 (ST-1、ST-4)

1:10,000

0 75 150 300 450 600 m



図 10-2-1(3) 大気質の調査地点 (環境大気)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- : 調査地点 (ST-3)

1:10,000

0 75 150 300 450 600 m



図 10-2-1(4) 大気質の調査地点 (環境大気)

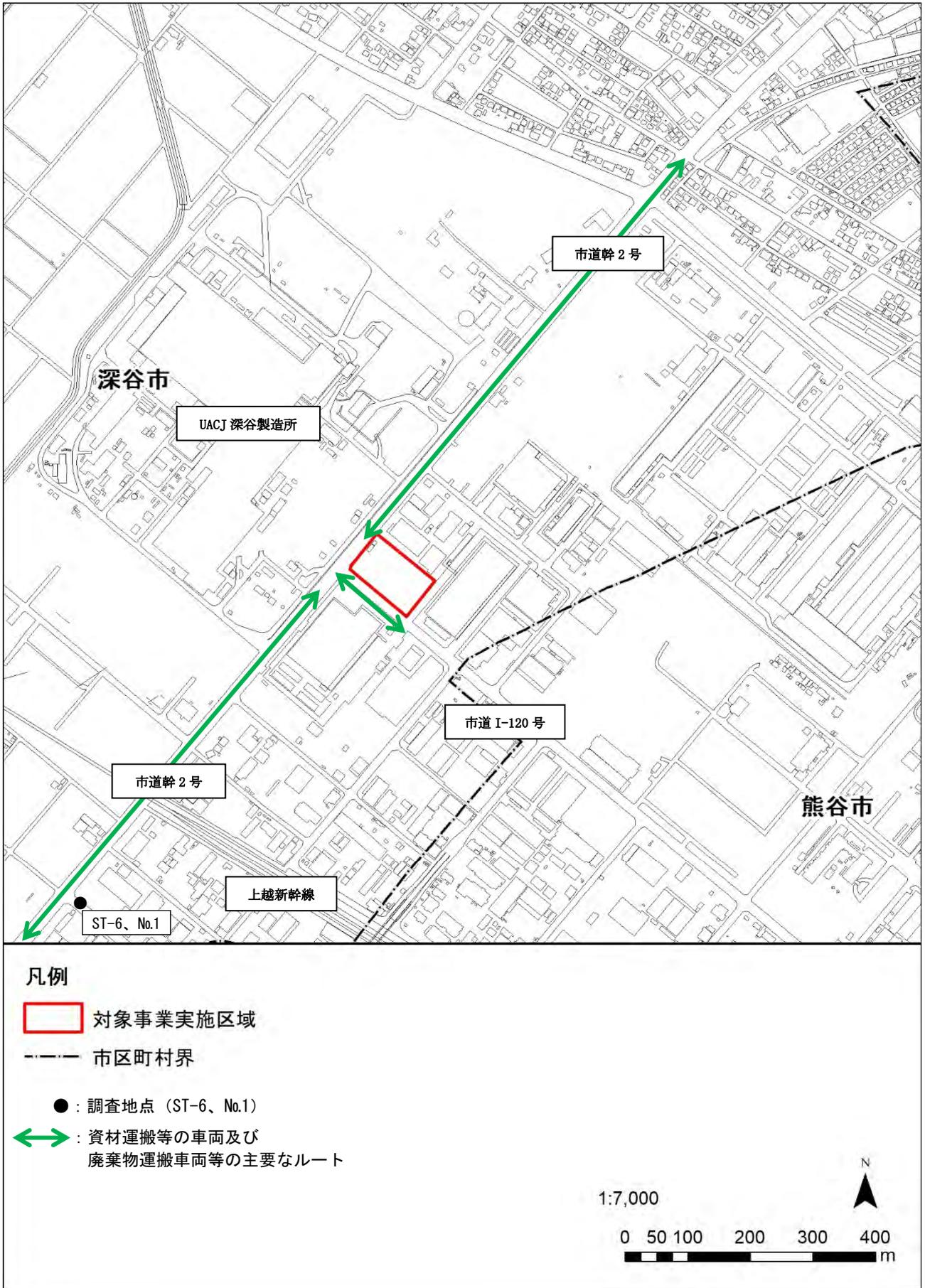
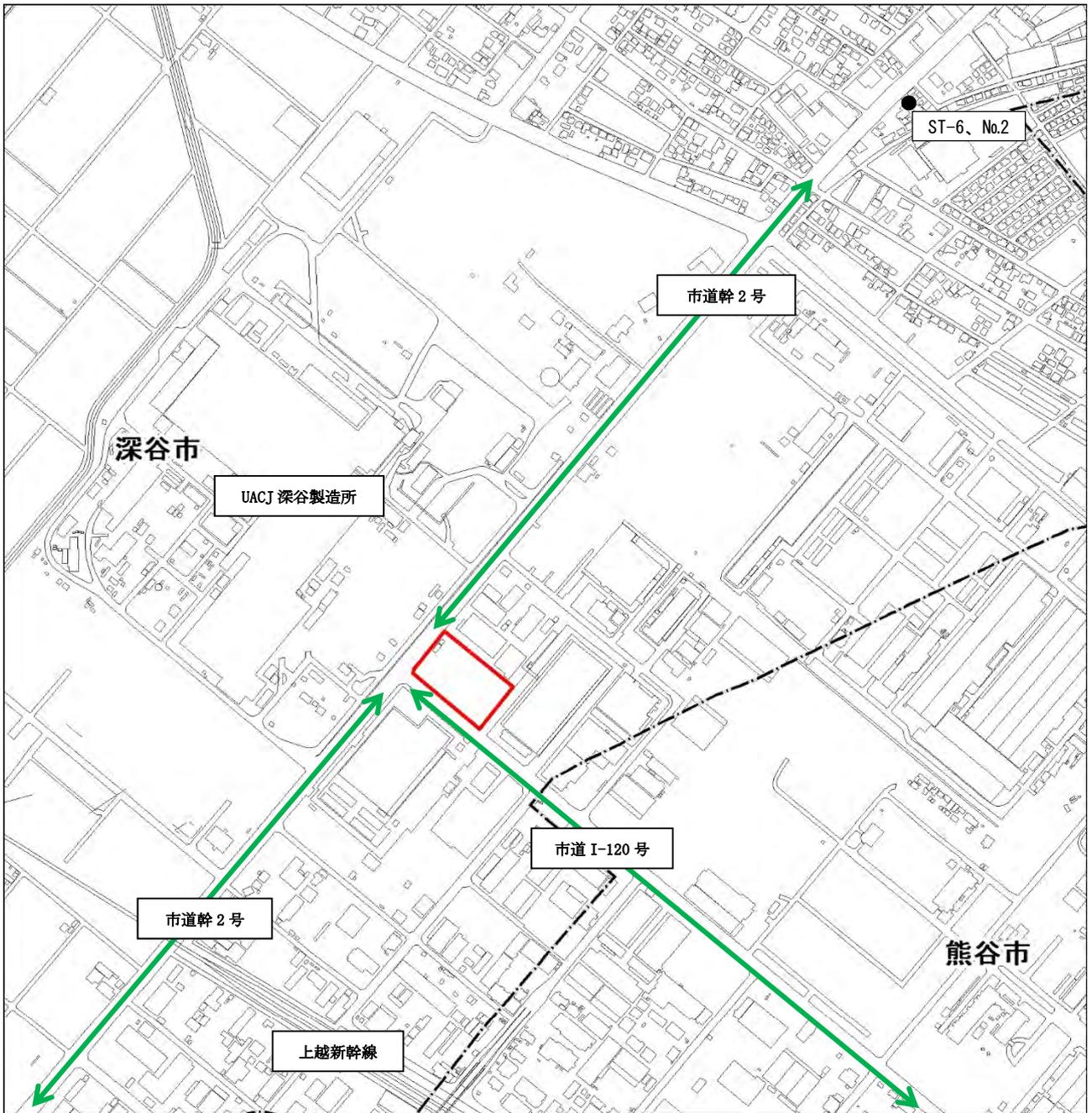


図 10-2-1(5) 大気質の調査地点 (沿道大気、交通量)



凡例

- 対象事業実施区域
- 市区町村界
- : 調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:7,000

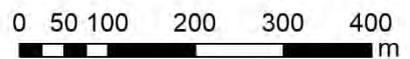
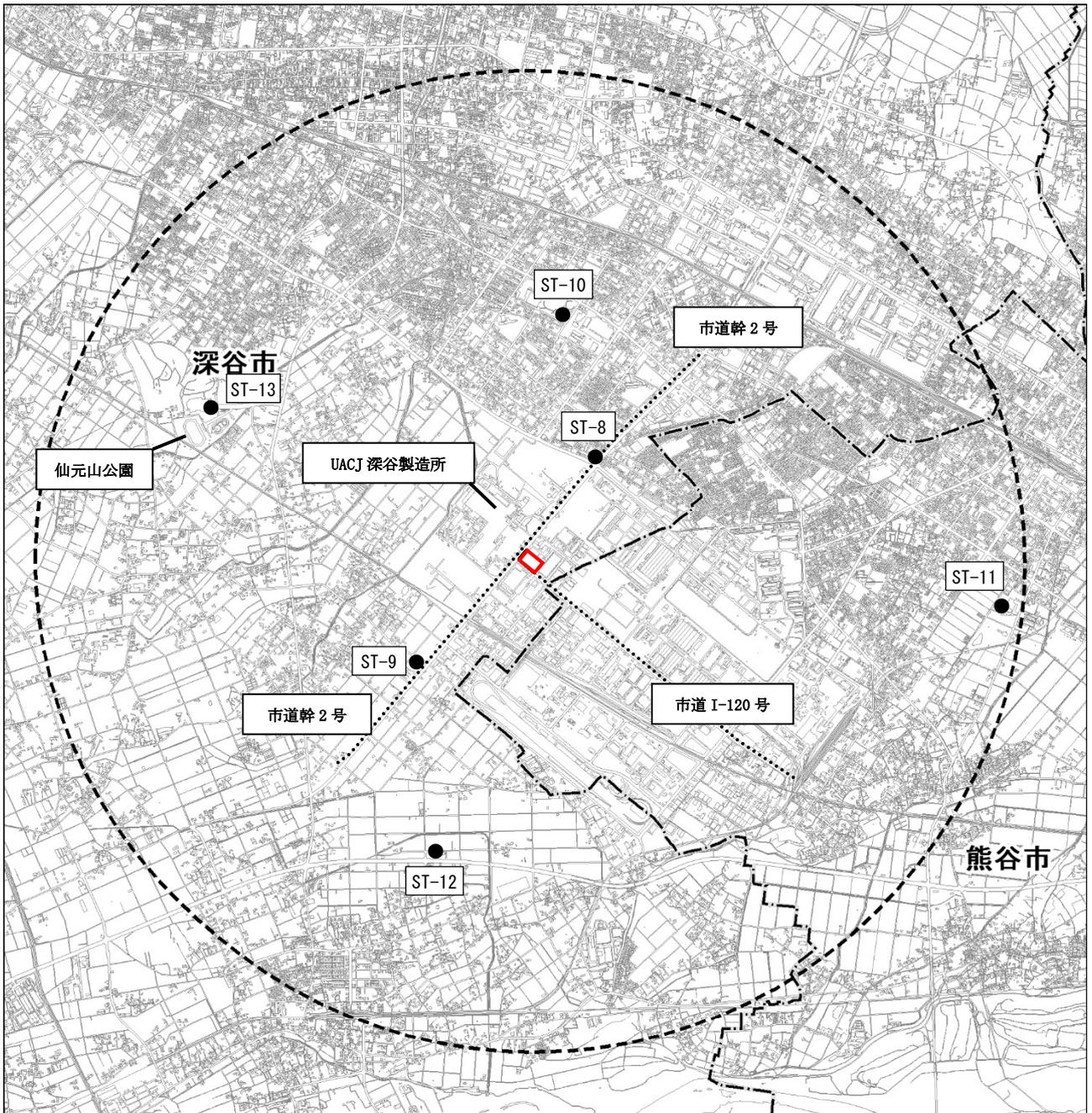


図 10-2-1(6) 事後調査地点図 (騒音、振動)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界
- : 調査地点

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 10-2-1(7) 事後調査地点図 (景観)

10-3 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 10-3-1 に示す。

表 10-3-1 事後調査の工程

		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	
工 事	既存建物解体	→						
	土工事		→					
	建築工事		→	→				
	プラント工事		→	→				
施設供用					→			
事後調査	大気質【工事中】	工事車両の走行ピーク時：7日間				→		
	【存在・供用時】					施設完成後：7日間		
	騒音【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7時～19時				→		
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7時～19時			
	振動【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7時～19時				→		
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7時～19時			
景観【存在・供用時】					施設稼働後：1回		→	

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

10-4 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である株式会社シタラ興産が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

10-5 事後調査の実施体制

10-5-1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中と施設の稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 10-5-1 に示す予定とする。

表 10-5-1 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 7 年度末を目安とする。
存在・供用時	施設稼働の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 10 年度末を目安とする。

10-5-2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である株式会社シタラ興産が実施する。